

静岡市子どもの貧困対策推進計画

(「静岡市子ども・子育て支援プラン」施策目標1 基本施策5)

見直し案

平成30年3月

静岡市

目次

1	計画見直しの経緯	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	本市の状況（実態調査の主な結果等）	2
5	調査結果から見えた課題	27
6	子どもの貧困対策に関する基本的な考え方	28
7	取組の方向性	29
8	重点取組	31
9	成果指標	33
10	実施事業	34

<計画見直しの経緯>

全国的に「子どもの貧困」がクローズアップされる中、静岡市では、平成 26 年度末に策定した「子ども・子育て支援プラン」（以下、「プラン」という。）の中にいち早く「静岡市子どもの貧困対策推進計画」を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を推進してきました。

また、静岡市総合教育会議において「子どもの貧困対策」を議題の 1 つとして掲げ、平成 28 度～29 年度の 2 年間にわたり、必要な取組や手法について議論を重ねてきたところです。

国の動向としては、「地域子供の未来応援交付金」において、地方自治体における実態調査・分析を促進するため交付条件を緩和するなど、子どもの貧困の現状把握が迅速に取り組むべきものとして進められていることを踏まえ、静岡市においても、他政令市の動向を参考に、本年度に実態調査を実施しました。

その実態調査の結果からは、「子どもの貧困」が単に経済的な貧困であるだけでなく、家庭の不安定さからくる、教育機会の欠如、社会的つながりの欠如、不健康といった様々な状況・要因が相互に関係しているということがわかりました。

このことにより、本市における「子どもの貧困対策」をさらに推進するためには、実態調査の結果や総合教育会議等での議論を反映させることが不可欠と考え、プランの計画期間である平成 30～31 年度の 2 年間で重点的に推進する取組を改めて整理すべく、計画の見直しを行うものです。

<計画の位置づけ>

この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 4 条の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、プランの中に、基本施策の 1 つとして位置づけています。今回の見直し後も、プランの基本施策の 1 つとしての位置づけは変えずに、その他の基本施策と一体的に取組を推進していきます。

<計画の期間>

プランの計画期間にあわせ、平成 30～31 年度の 2 年間とします。

＜本市の状況（実態調査の主な結果等）＞

本市における子どものいる世帯の状況を把握することを目的に、本年度「子どもの生活実態調査」を実施しました。調査の概要は下記のとおりです。

（１）市民向けアンケート調査

【調査の概要】

1 調査対象者：①一般調査（無作為抽出）

5歳（年中相当）の保護者	1,500 世帯
10歳（小学5年）とその保護者	2,031 世帯
13歳（中学2年）とその保護者	1,570 世帯
16歳（高2相当）とその保護者	1,500 世帯

※ 5歳及び16歳は、住民基本台帳より無作為抽出。10歳は全小学校の5年1組、13歳は全中学校の2年1組（ただし、全校生徒500人以上の中学校においては2年2組まで）の児童・生徒に調査票を配付した。

②制度利用者

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯のうち、小学校5年から17歳（平成29年4月1日現在）の子どもとその保護者2,000世帯

2 調査期間：平成29年7月12日（水）から平成29年8月31日（木）まで

3 調査方法：5歳、16歳、制度利用者は郵送配付・郵送回収
10歳、13歳は学校配付・郵送回収

4 回収状況：

調査票			配付数	有効回収数	有効回収率
一般	5歳	保護者	1,500	700	46.7
		子ども	2,031	1,042	52.1
	10歳	保護者	2,031	1,061	53.1
		子ども	2,031	1,042	52.1
	13歳	保護者	1,570	693	46.2
		子ども	1,570	687	45.8
16歳	保護者	1,500	413	27.5	
	子ども	1,500	404	26.9	
制度利用者		保護者	2,000	578	28.9
		子ども	2,000	374	18.7
合計		保護者	8,601	3,445	40.5
		子ども	7,101	2,507	35.8
		計	15,702	5,952	38.4

5 調査結果の概要（抜粋）

【階層区分について】

保護者からの回答（世帯員の数・世帯の可処分所得）をもとに、等価可処分所得（※）を算出し、これをもとに困窮の程度を4つの階層に分類し、困窮の程度が回答にどのような影響を与えているかを比較しています。

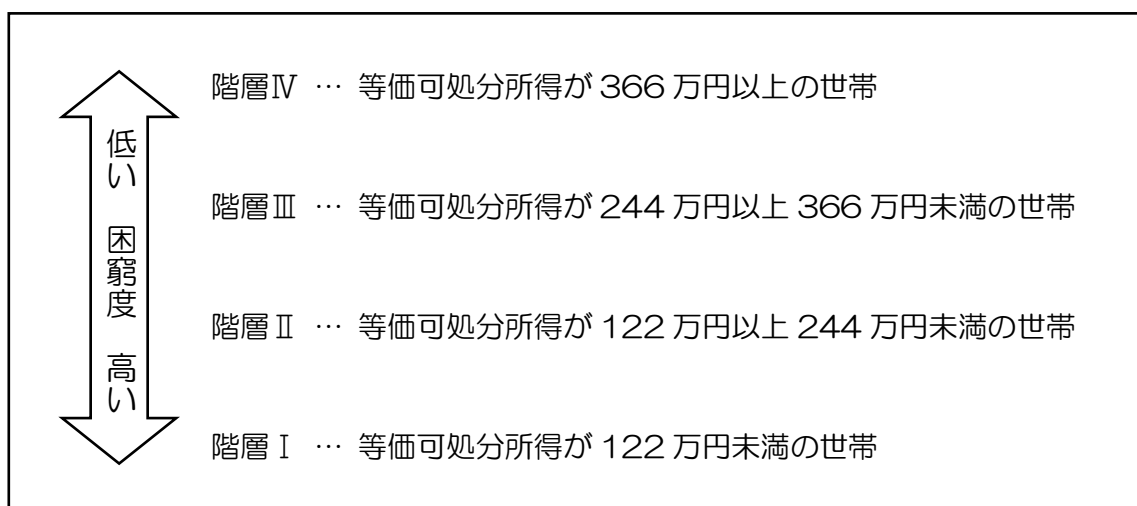
※ 等価可処分所得

⇒ 世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことをいいます。

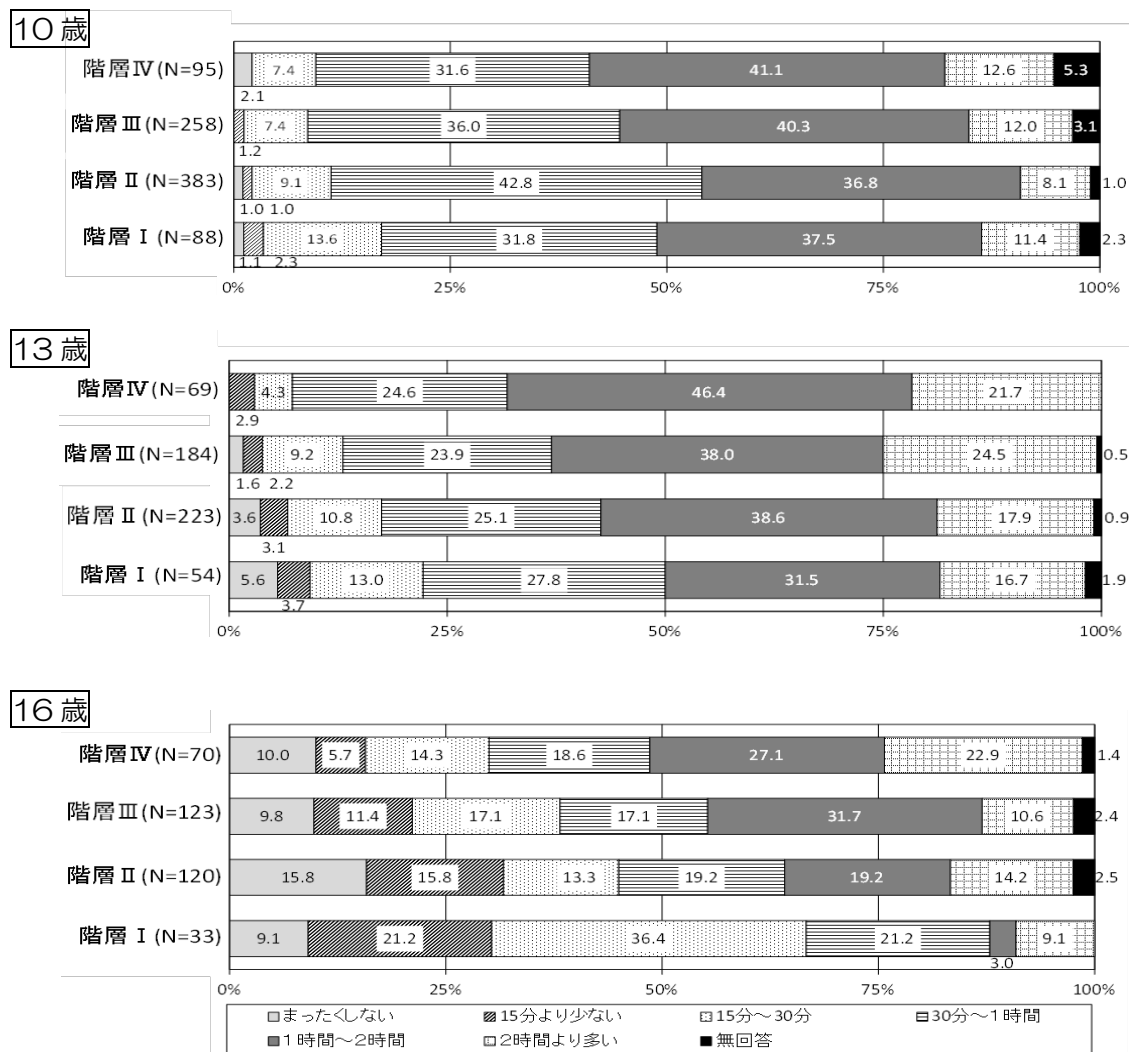
算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいています。

※ 厚生労働省が平成28年度に実施した国民生活基礎調査では、等価可処分所得の中央値は244万円であり、その半分（貧困線）を下回る世帯を相対的貧困と位置付けています。

本市では、この中央値を基準とし、以下の4階層に分類しています。

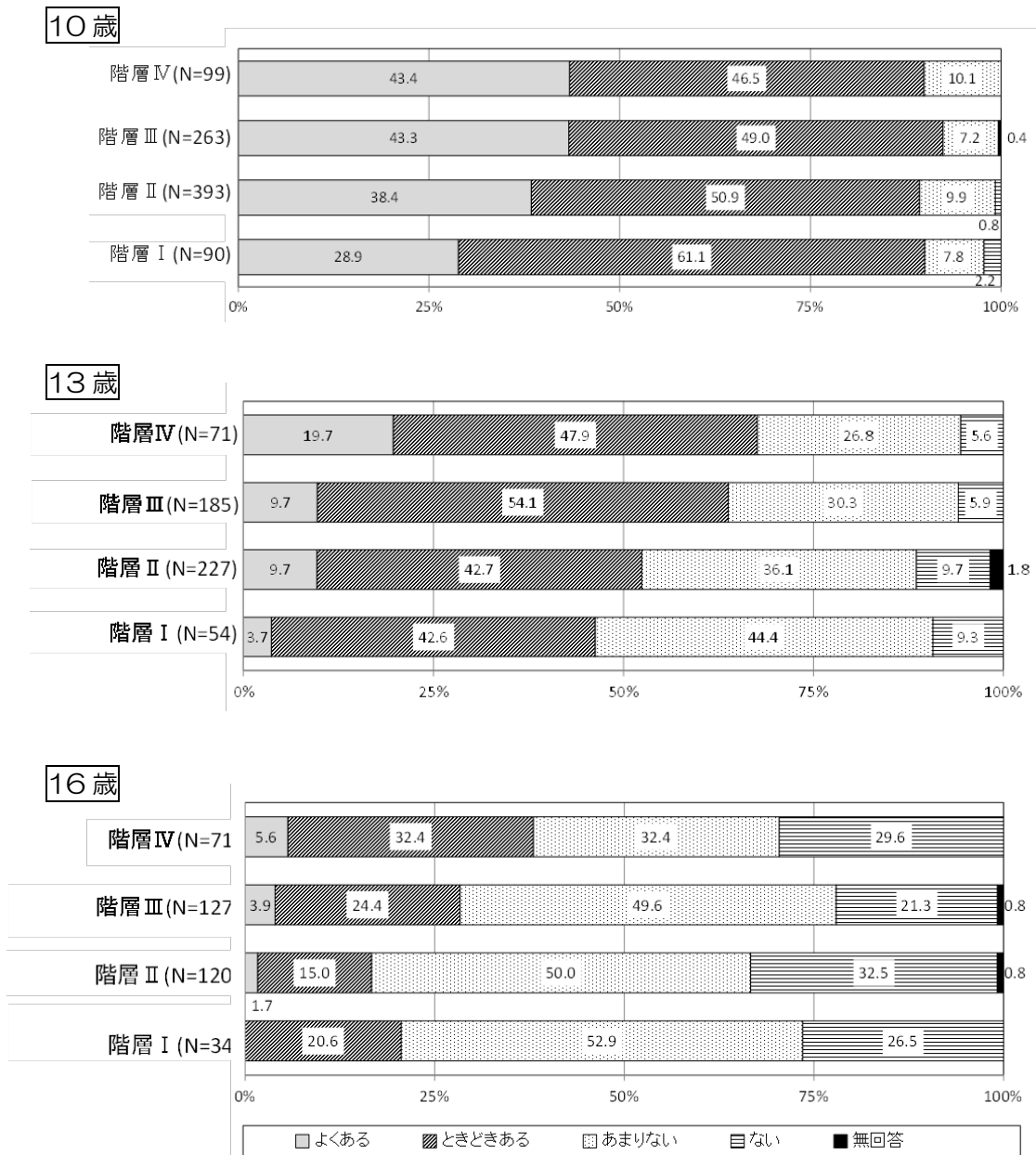


① 学校の授業以外での1日あたりの勉強時間【子ども問 18】



学校の授業以外での勉強時間について、困窮の割合が高くなる（階層Iにいく）にしたがって「30分未満」の割合が高い傾向にあります。また、年代が高くなるにしたがって、その割合はより高くなっており、学習機会に差が生じていることが考えられます。

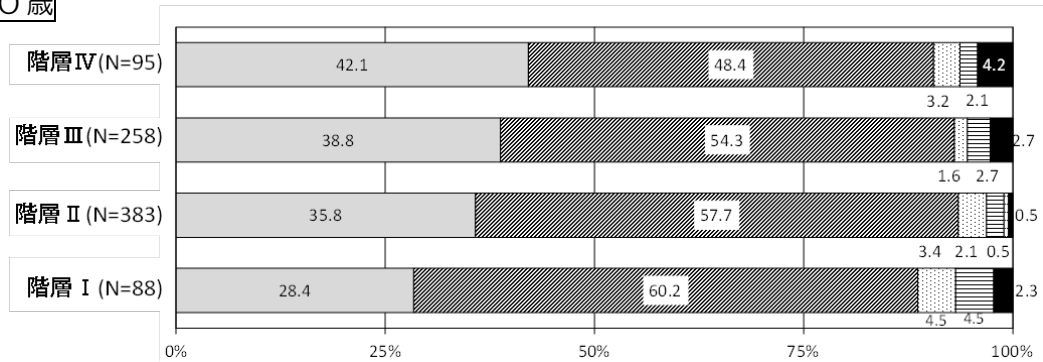
② 子どもに勉強を教えることがあるか【保護者問 17-2】



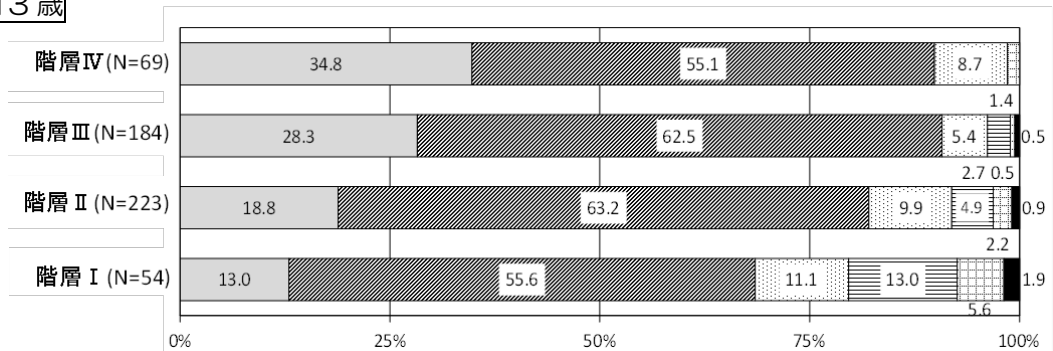
子どもに勉強を教えることがあるかどうかについて、10歳から13歳、16歳と年代があがるにつれて、「よくある」の割合は少なくなっています。また、階層別に比較すると、階層Ⅳから階層Ⅰに下がるにつれて、「よくある」の割合は減っており、家庭で保護者が勉強を教える機会に差があることが考えられます。

③ 学校での授業が分かるか【子ども問 20】

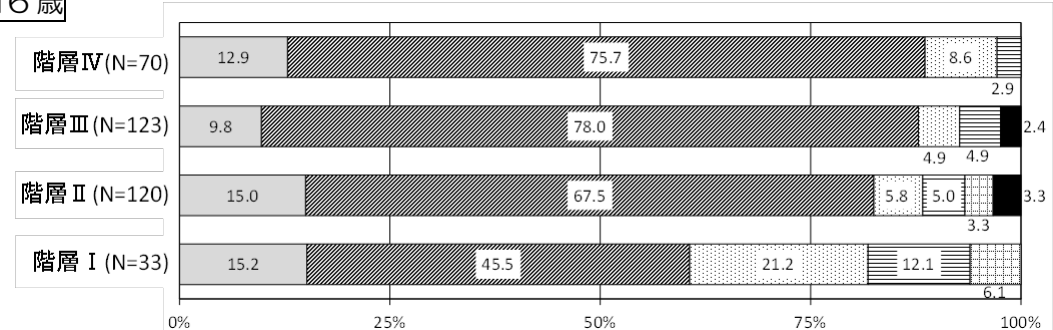
10歳



13歳



16歳



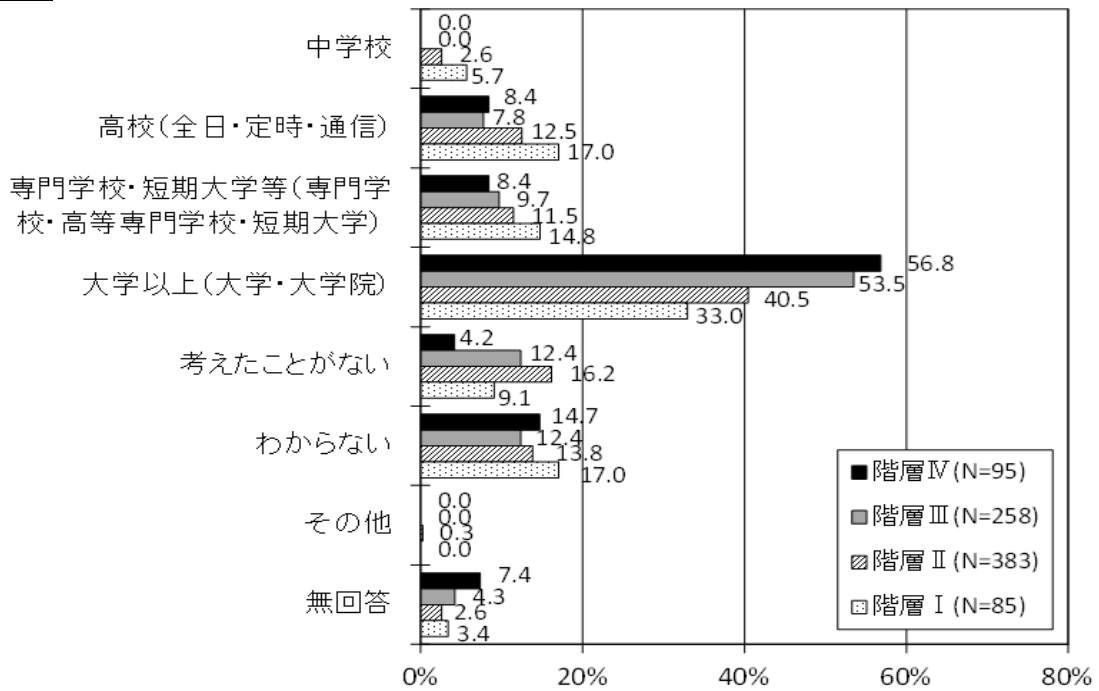
いつもわかる
 だいたいわかる
 あまりわからない
 わからないことが多い
 ほとんどわからない
 無回答

学校の授業の理解度について、階層が低くなるほど、「わからない」（「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と感じる割合が高くなっています。

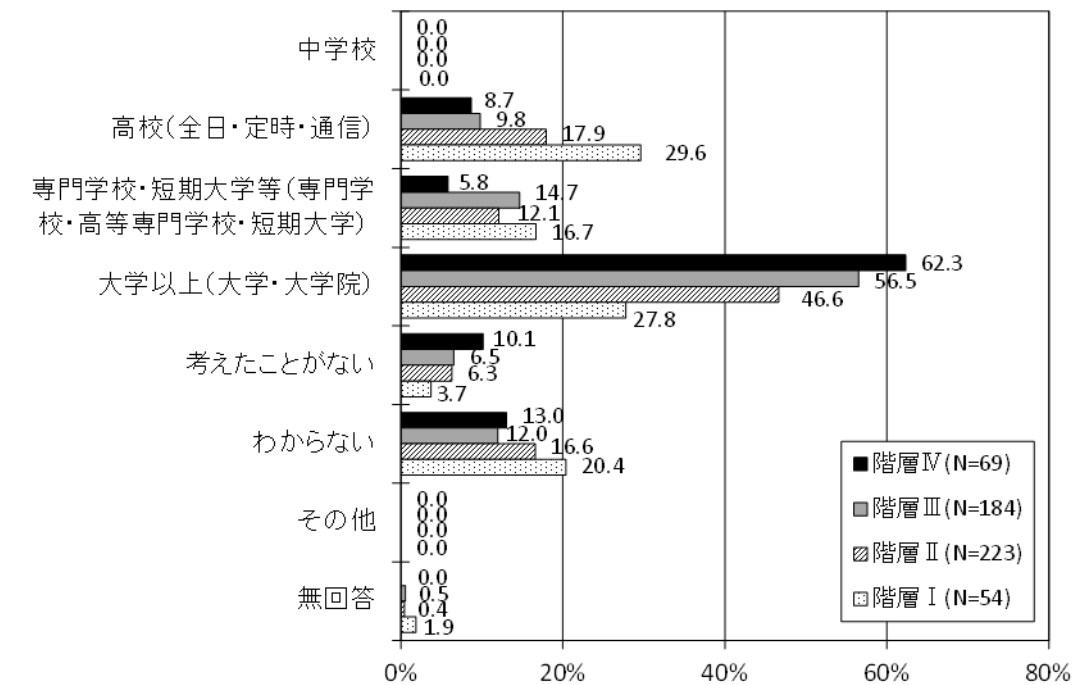
また、年代があがるにつれて階層ⅣとⅠの間の差は広がっており、家庭の経済状況が子どもの学習の理解度に影響を与えていることが考えられます。

④ どこまで進学したいか【子ども問 24】(年代別・4階層)

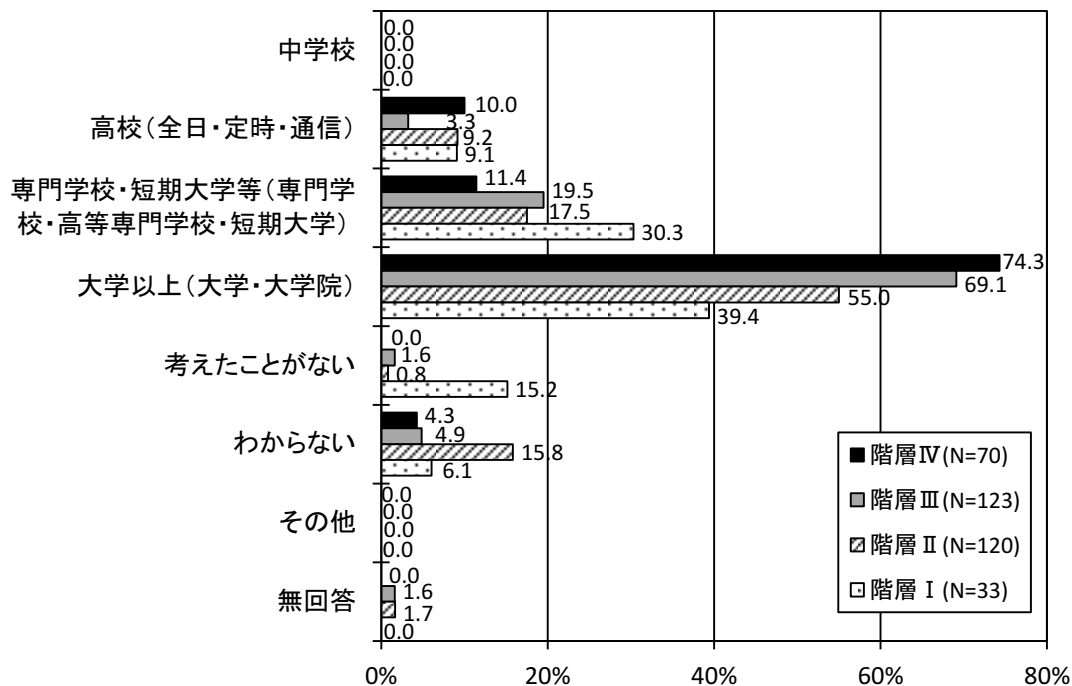
10歳



13歳



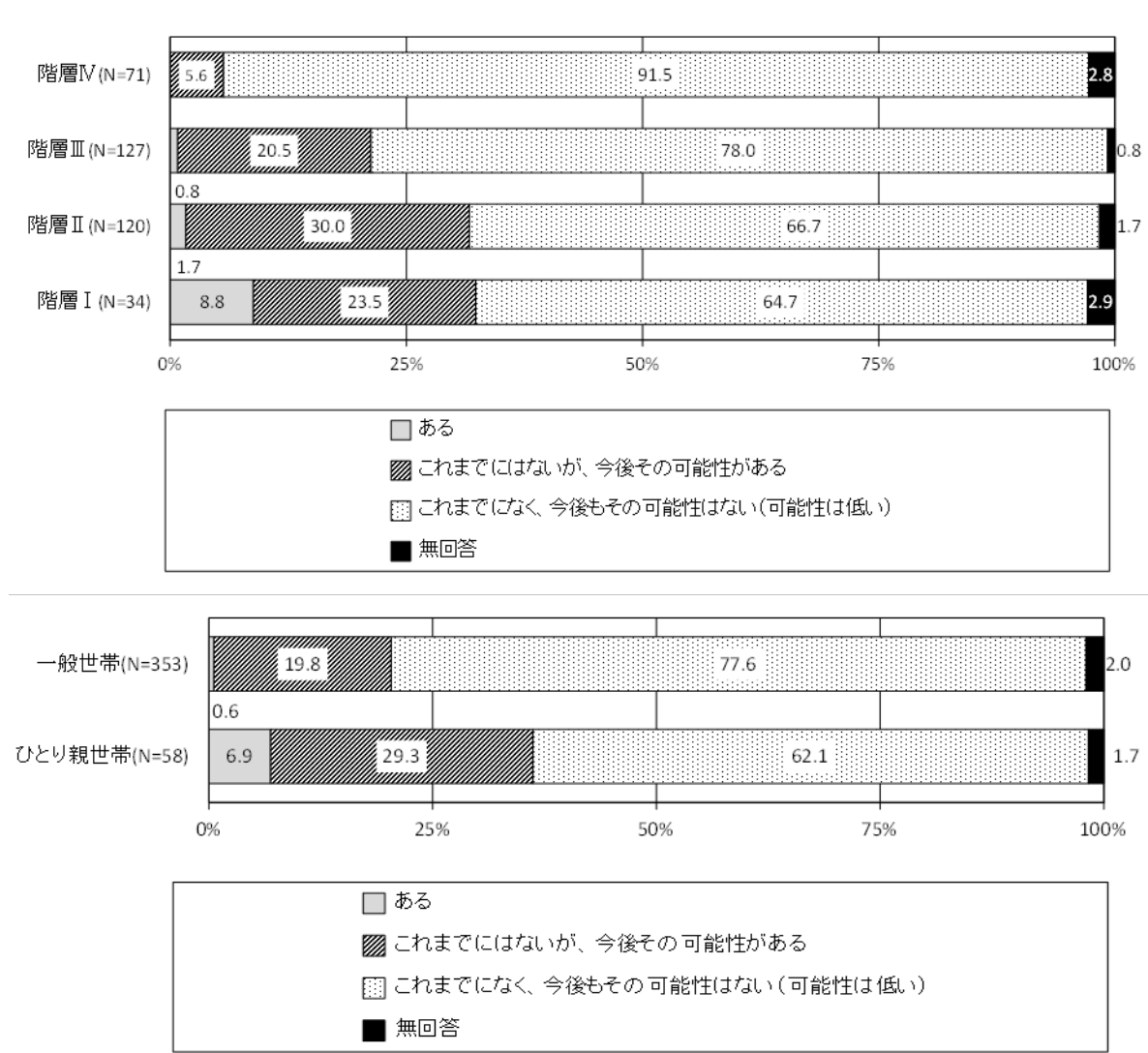
16 歳



将来、どこまで進学したいかの希望について、いずれの年代でも「大学以上」の割合がもっとも多くなっています。

所得階層で比較すると、階層Ⅳの場合、10歳では56.8%、13歳では62.3%、16歳では74.3%といずれも半数以上が「大学以上」を希望しているのに対し、階層Ⅰでは、10歳で33.0%、13歳で27.8%、16歳で39.4%となっており、階層により大きく差があり、家庭の所得状況が子どもの進学希望に影響を与えている可能性が考えられます。

⑤ 経済的な理由により、進学を諦めさせたり、学校を中退させたりしたことがあるか【保護者問 22】

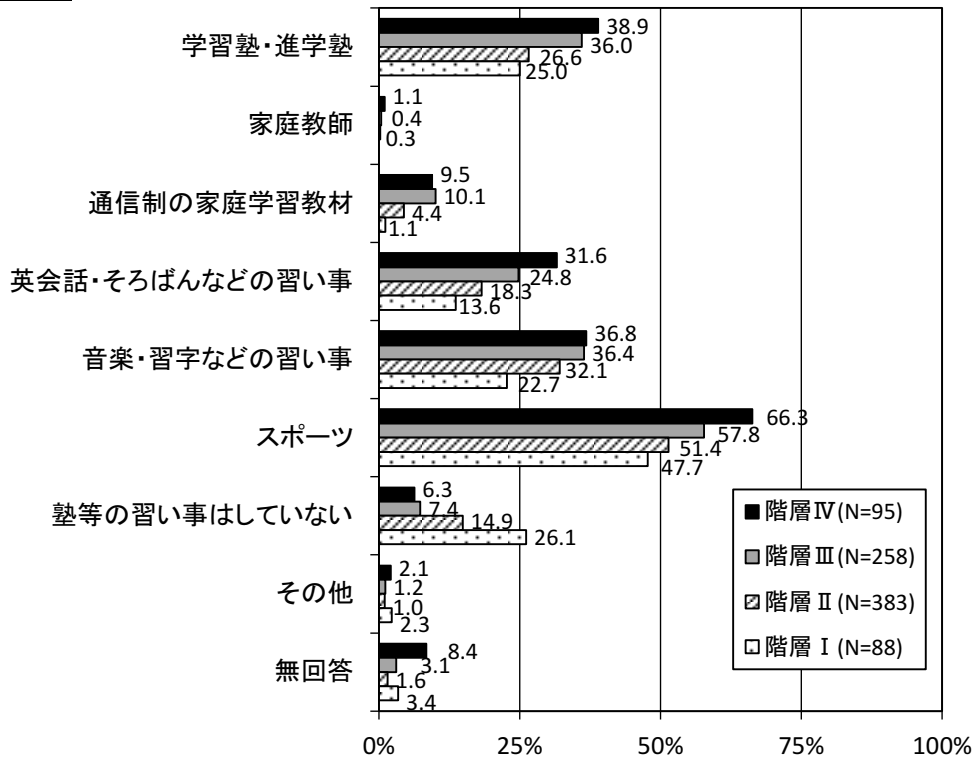


階層が低くなるほど、進学を諦めさせたり中退させたりしたことが「ある」「これまでにないが、今後その可能性がある」割合が高い傾向にあります。

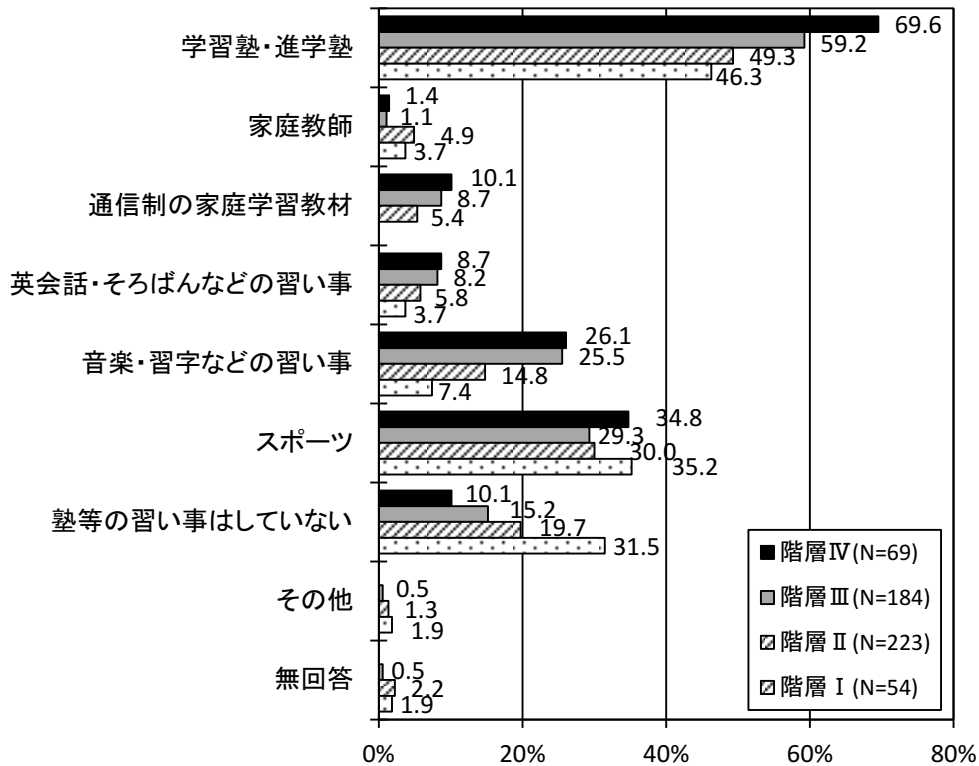
また、一般世帯とひとり親世帯を比較すると、ひとり親世帯に「ある」「これまでにないが、今後その可能性がある」割合が高い傾向が見られ、所得等の状況によって子どもが進学を諦めなければならない、中退しなければならないなどの可能性が考えられます。

⑥ 放課後等に通っているもの【子ども問 19-1・MA】

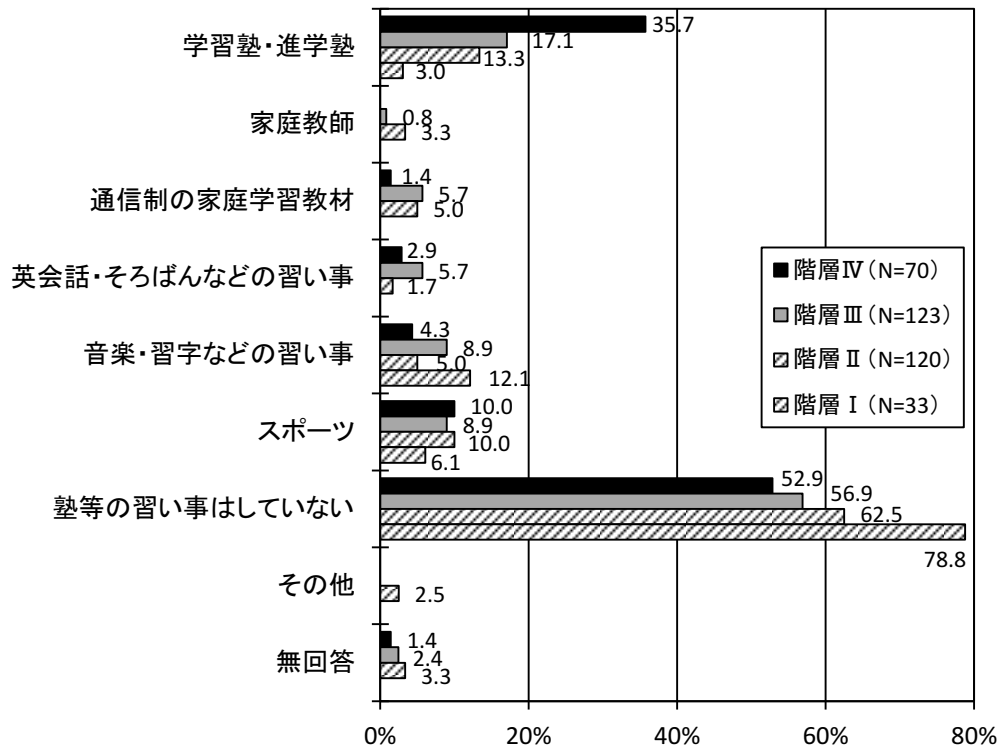
10歳



13歳



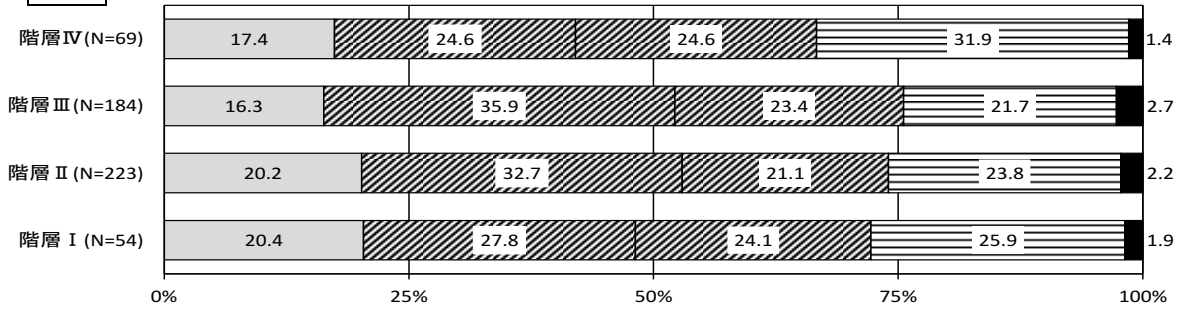
16歳



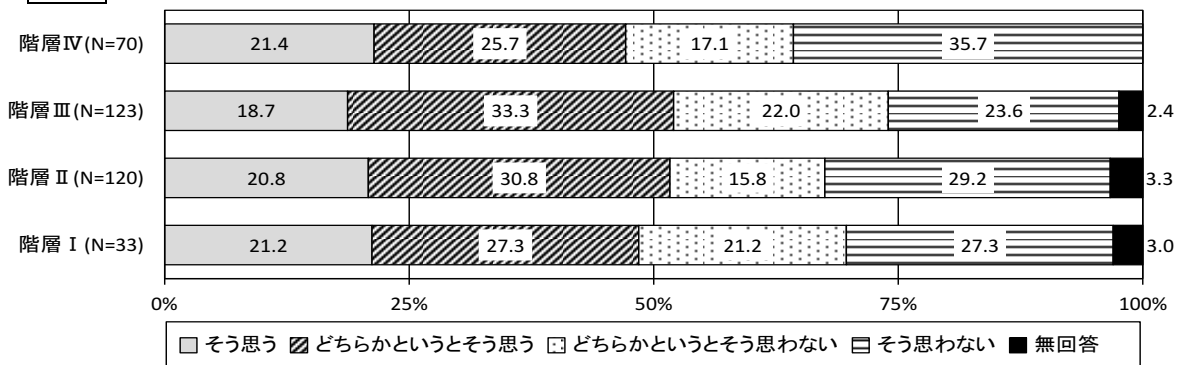
放課後等に通っているものについて、「学習塾・進学塾」と答えた割合は、階層IVの10歳では38.9%、13歳では69.9%、16歳では35.7%であるのに対し、階層Iの10歳では25%、13歳では46.3%、16歳では3%と大きく差が見られます。その他の習い事についても、階層IVほど通っている割合が多く、階層Iほど少ない傾向が見られ、所得階層によって、学びや体験等の機会に差が生じていることが考えられます。

⑦ 無料で大学生のボランティアなどと活動をしたり、落ち着いて過ごしたりできる居場所があれば利用したいか【子ども問 33-1】

13歳



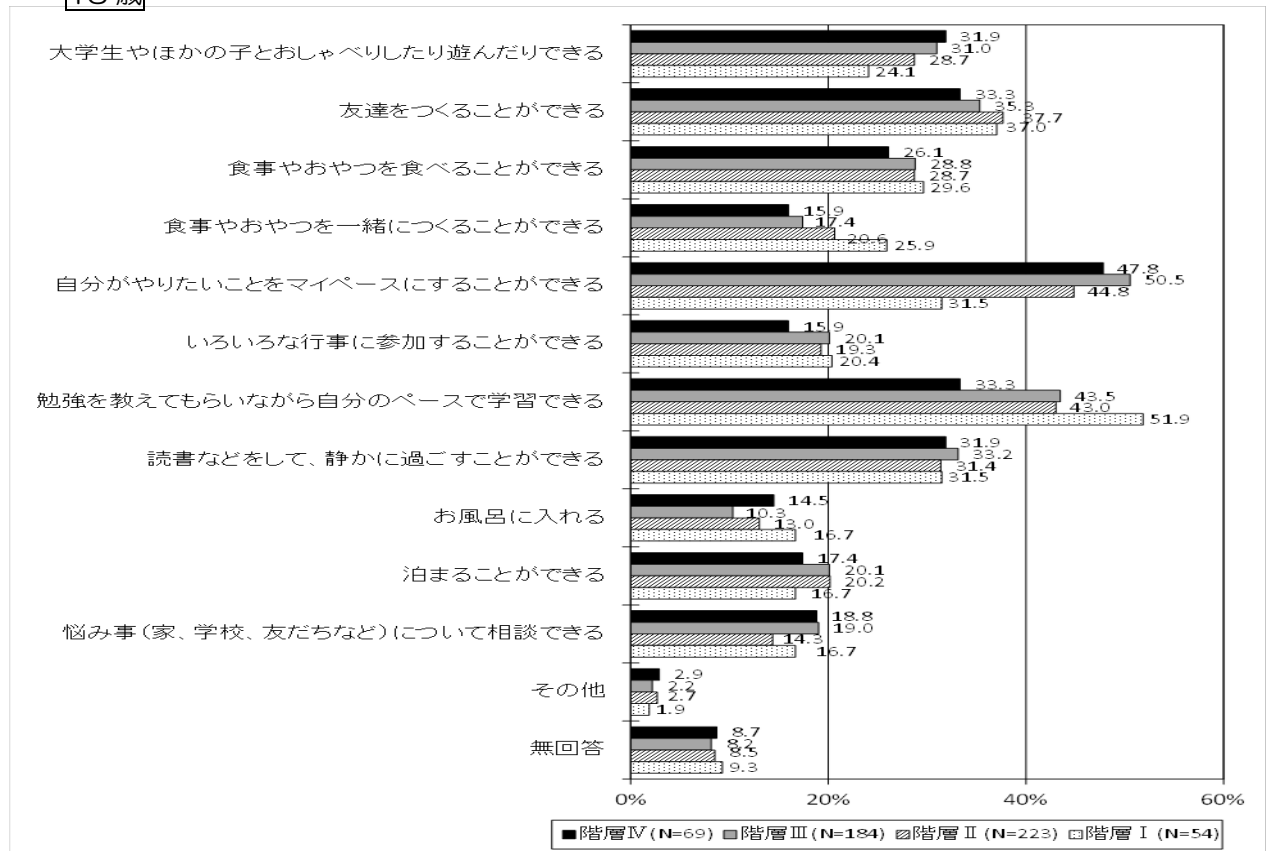
16歳



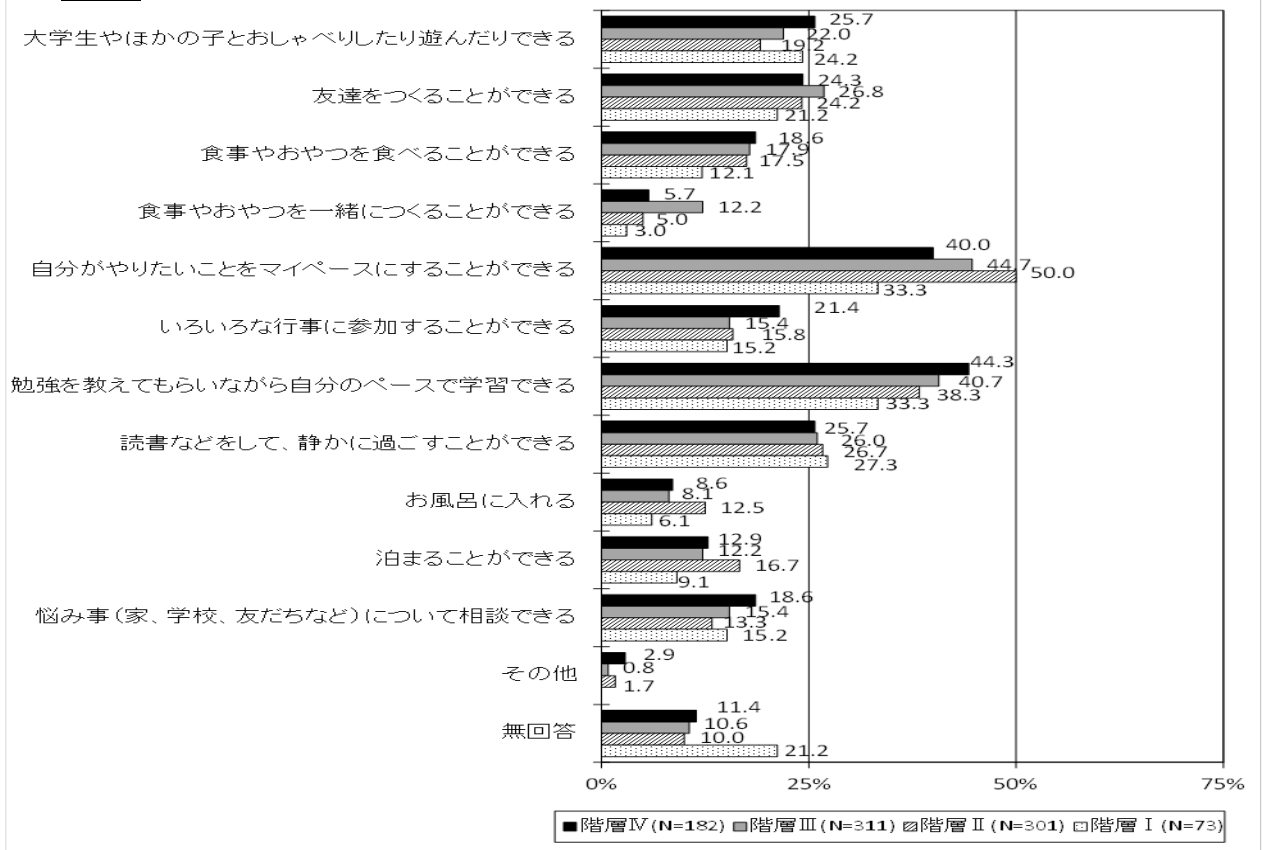
□ そう思う ■ どちらかというと思う ▨ どちらかというと思わない □ そう思わない ■ 無回答

その場所では、どのようなことができればよいと思いますか。【問 33-2・MA】

13歳



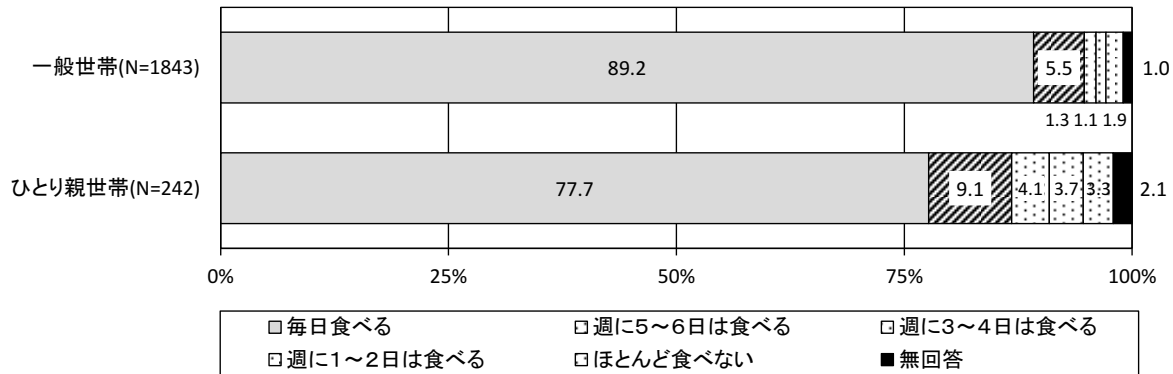
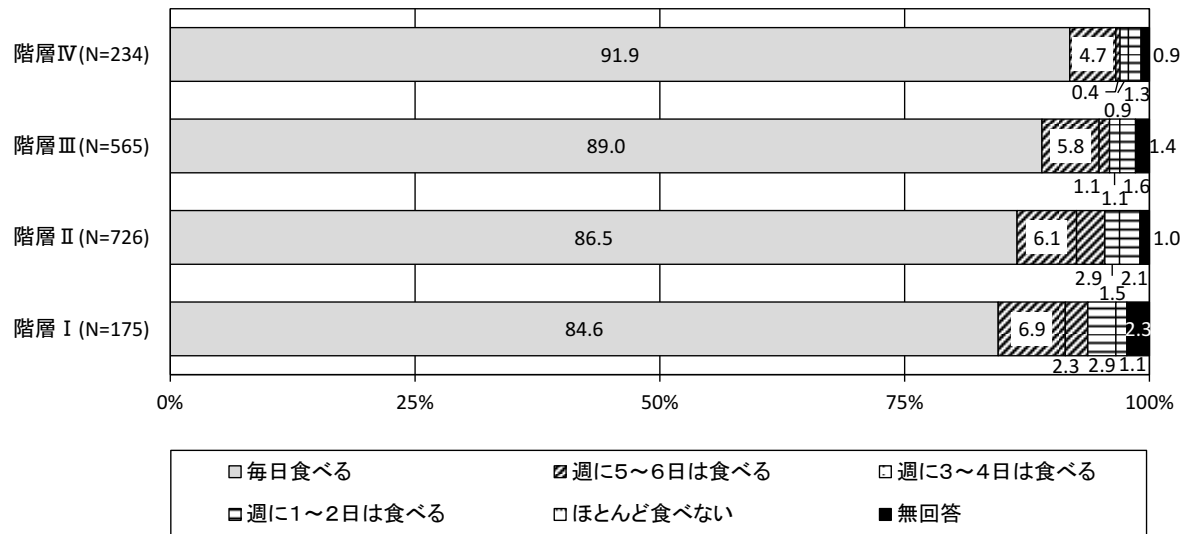
16歳



活動したり、落ち着いて過ごしたりできる居場所の利用については、13歳、16歳のいずれについても、所得の階層に関わらず「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が半数にのぼっており、学校や家庭以外の居場所を求める子どもが一定程度いることがうかがえます。

また、その場所でできるとよいと思うこととして、「勉強を教えてもらいながら自分のペースで学習できる」「自分がやりたいことをマイペースにすることができる」の割合が特に高い傾向が見られ、自分のリズムで過ごしたいと考えている子どもが多いことが考えられます。

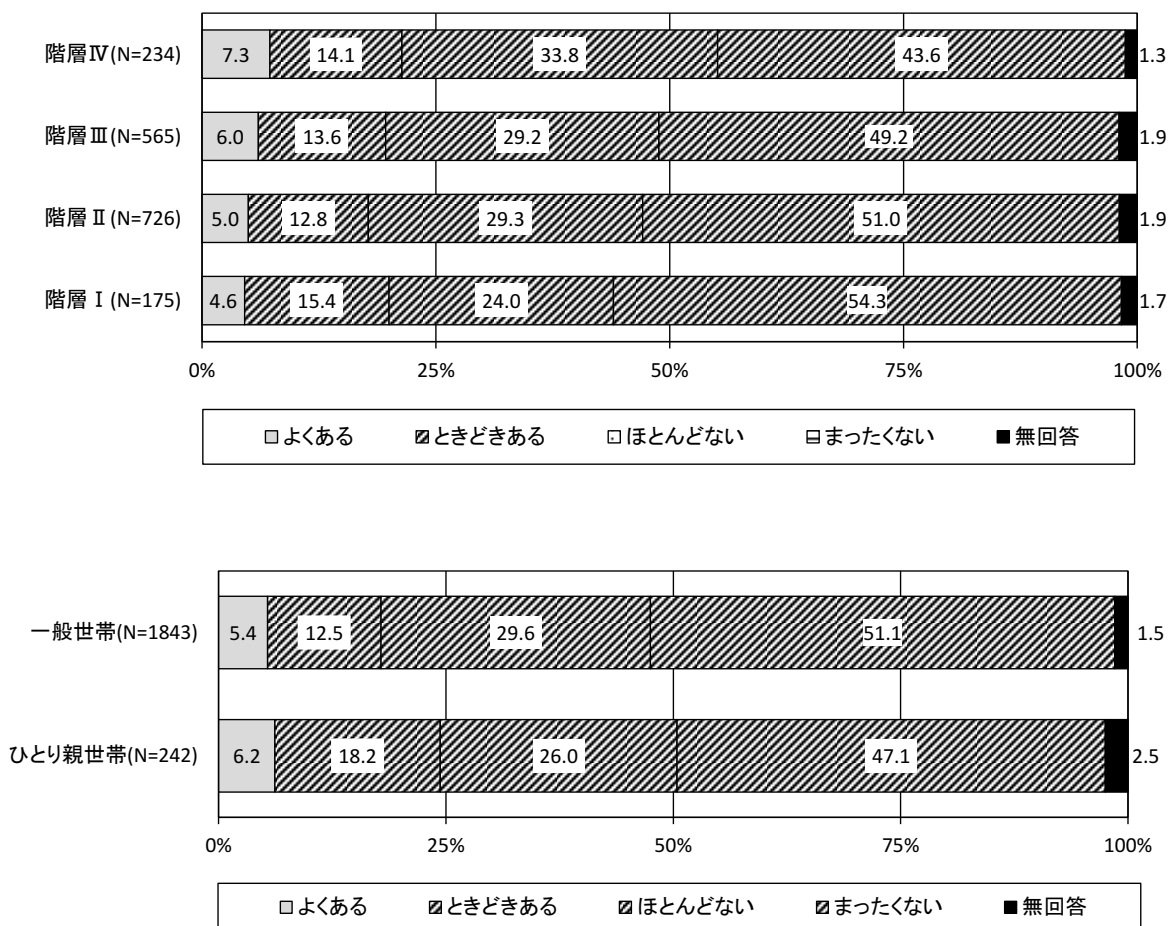
⑧ 朝食をどのくらい食べるか【子ども問6】



「毎日食べる」と答えた割合が、階層IVでは91.9%であるのに対し、階層Iでは84.6%となっており、階層が低くなるにしたがって朝食欠食の可能性が考えられます。

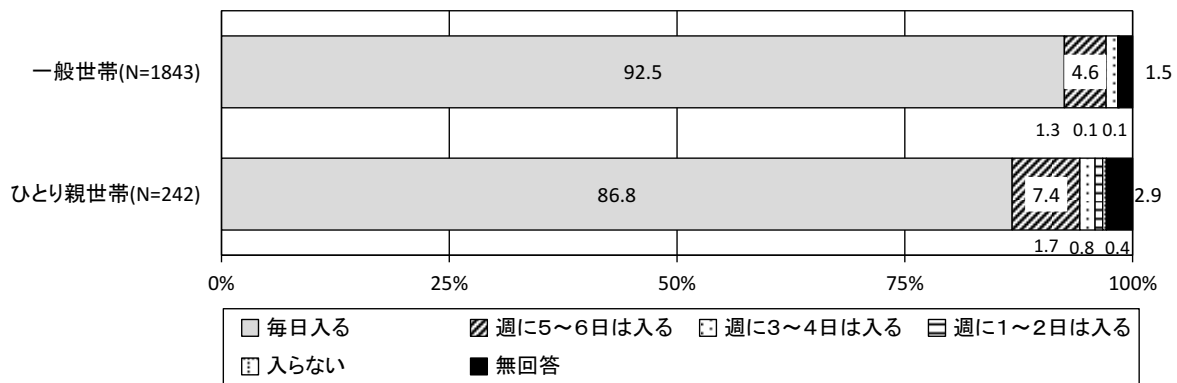
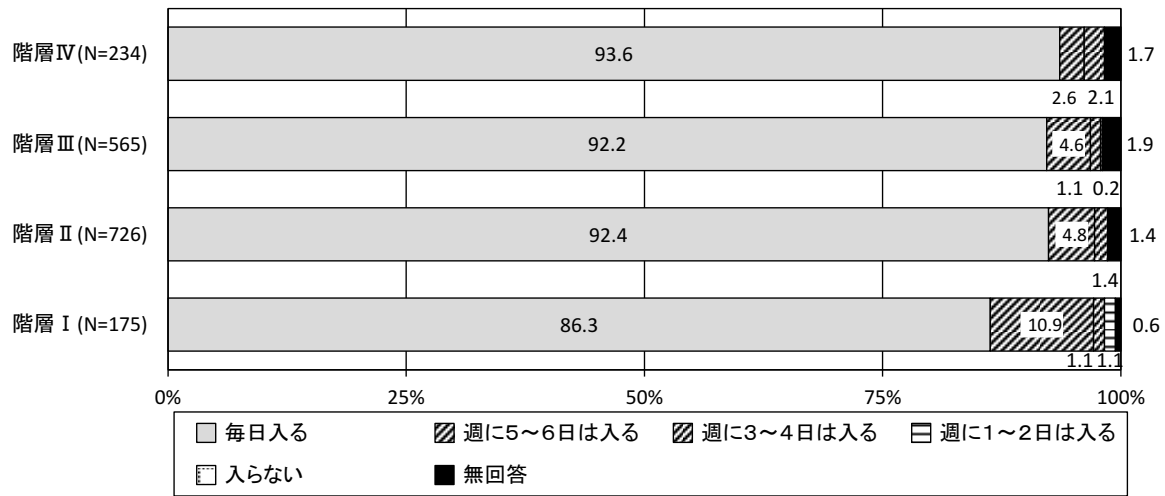
また、一般（両親がいる）世帯とひとり親世帯を比較すると、一般世帯の「毎日食べる」割合が89.2%であるのに対し、ひとり親世帯は77.7%と10ポイント以上の差があり、ひとり親世帯ほど欠食の可能性が考えられます。

⑨ 夕食をひとりで食べることがあるか【子ども問 7-1】



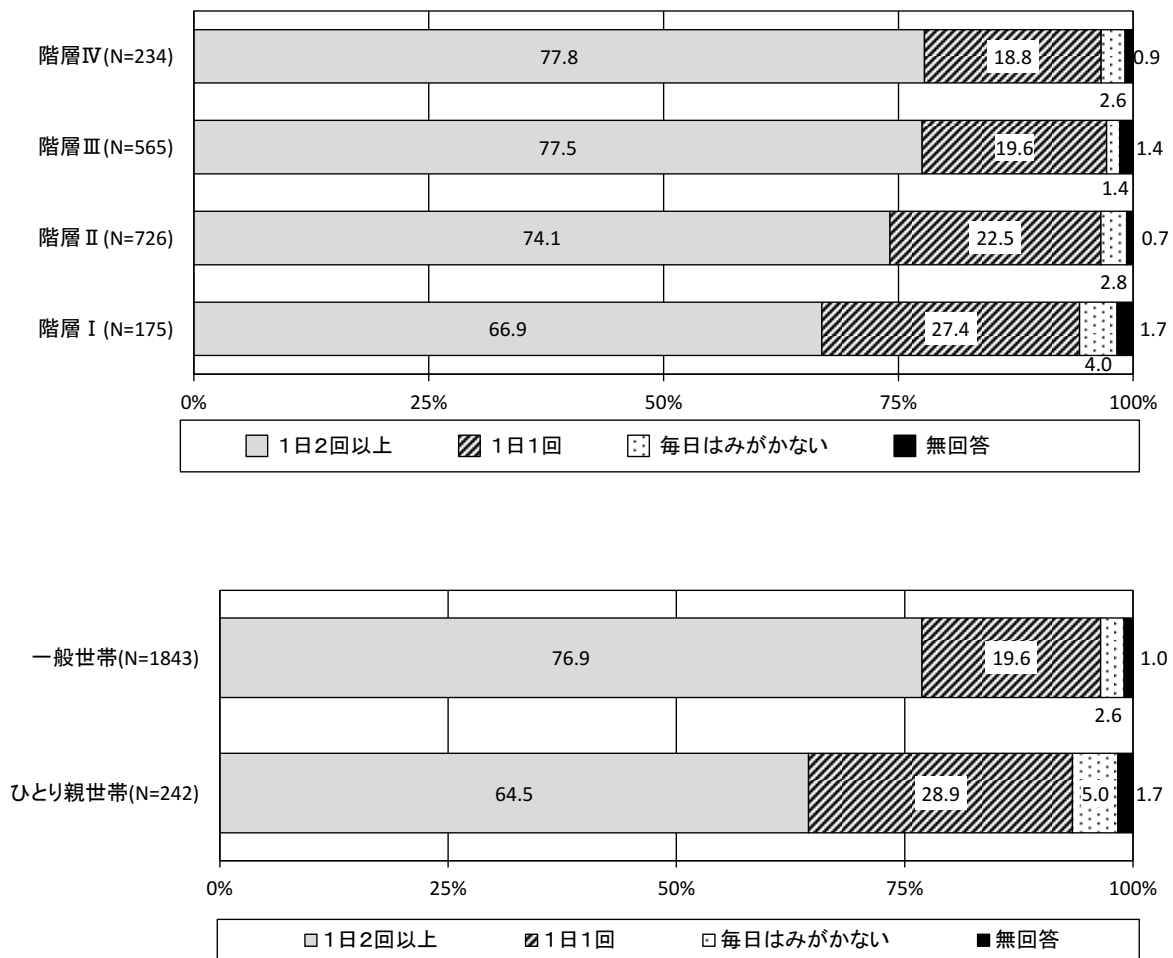
夕食をひとりで食べるかどうかについて、所得階層による差はあまり見られませんが、一般世帯とひとり親世帯を比較すると、ひとり親世帯の子どもの「よくある」「ときどきある」割合が高い傾向にあり、孤食の可能性があると考えられます。

⑩ 1週間にどのくらい風呂（シャワー）に入るか【子ども問 8-1】



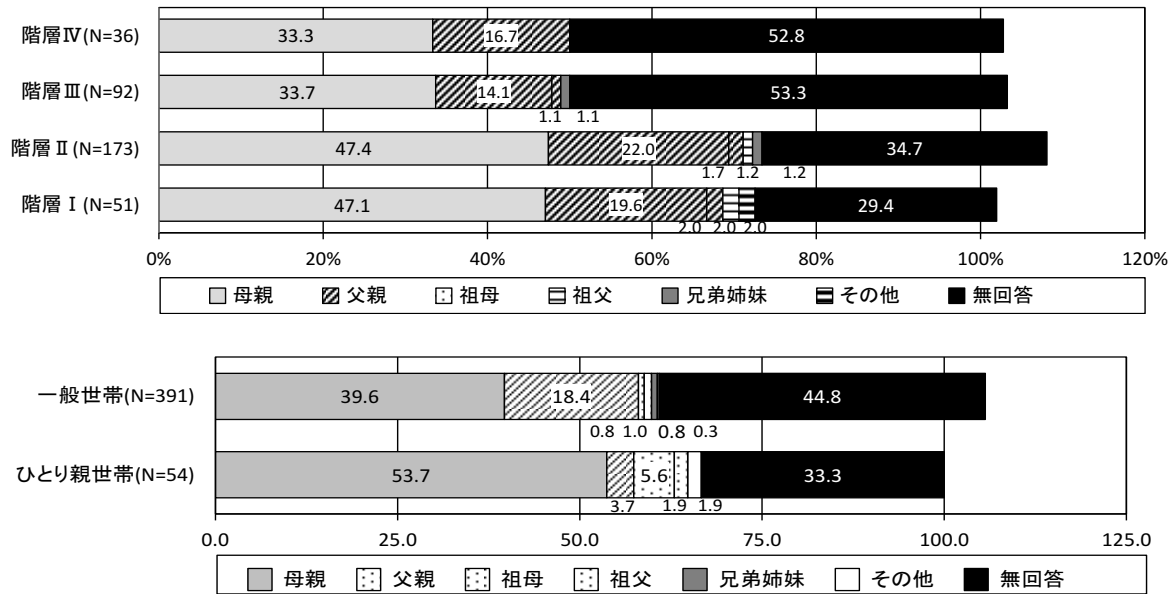
入浴の状況について、階層Ⅳの「毎日入る」が93.6%であるのに対し、階層Ⅰでは86.3%となっています。また、一般世帯とひとり親世帯の比較では、一般世帯の「毎日入る」が92.5%であるのに対し、ひとり親家庭では86.8%となっており、「毎日入る」割合が低い傾向にあります。

⑪ 1日にどのくらい歯磨きをするか【子ども問 8-2】



歯磨きの状況について、階層Ⅳでは「1日2回以上」が77.8%となっていますが、階層Ⅰでは66.9%と10ポイント以上の差がみられます。また、一般世帯とひとり親世帯の比較では、一般世帯の「1日2回以上」が76.9%に対し、ひとり親世帯が64.5%となっており、こちらも10ポイント以上の差があり、歯磨きの習慣に差が生じることが考えられます。

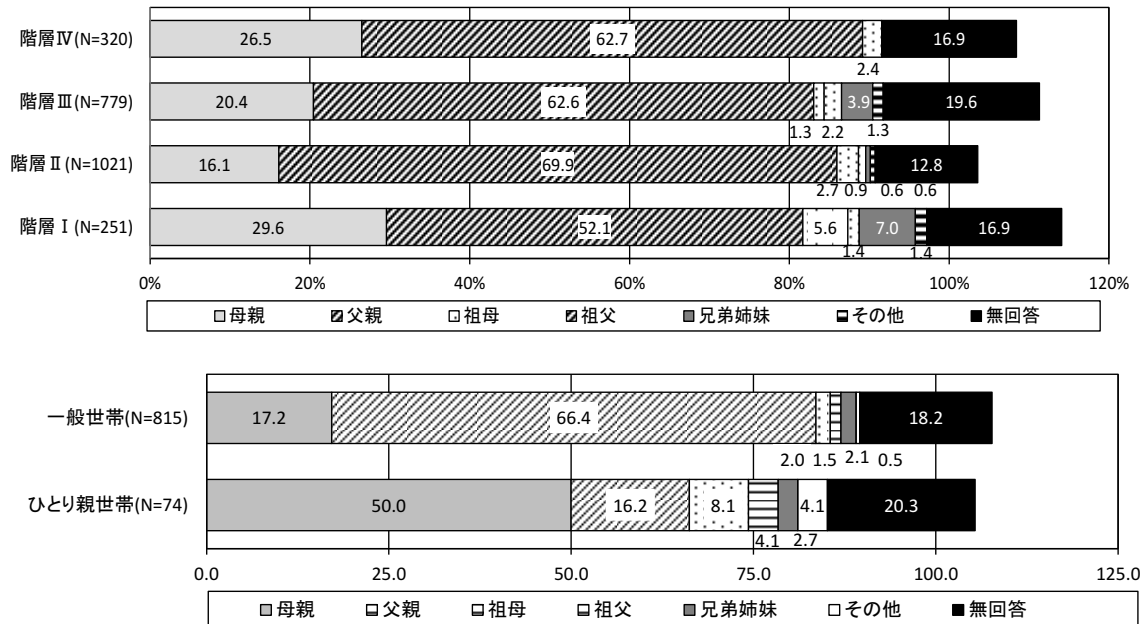
⑫ 複数の仕事を掛け持ちしたことがあるか【保護者問6】



仕事の掛け持ちの有無について、所得階層別に比較すると、階層Ⅲ・Ⅳに比べ階層Ⅰ・Ⅱに父母の掛け持ちの割合が高い傾向が見られます

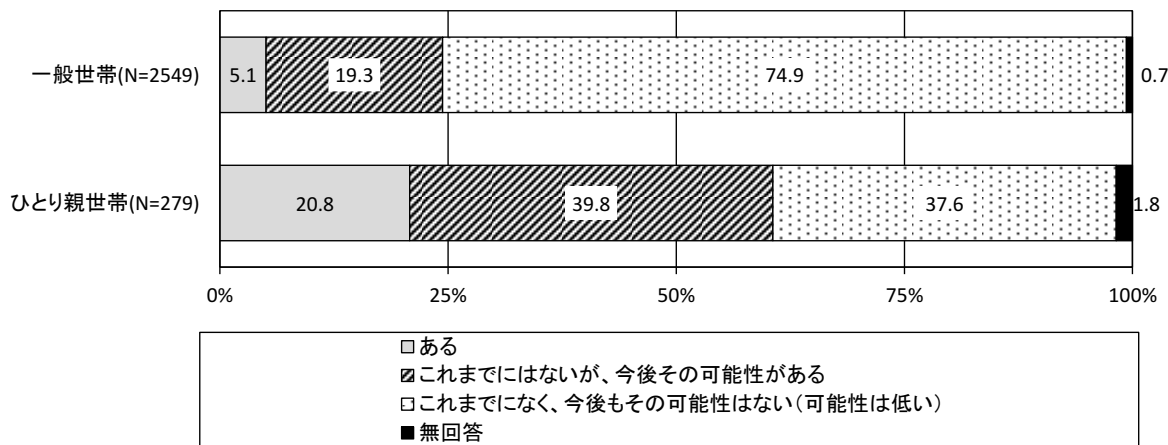
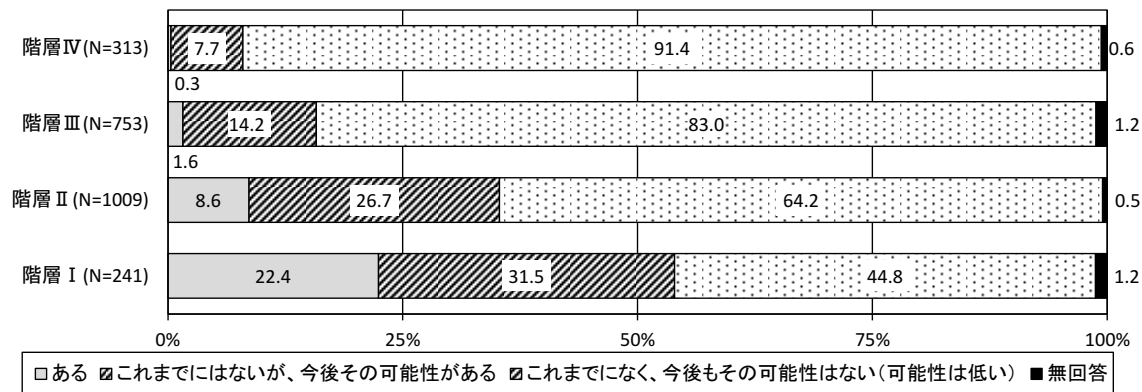
また、一般世帯とひとり親世帯を比較すると、ひとり親家庭に仕事の掛け持ちの割合が高い傾向が見られます。なお、いずれの場合においても、「母親」の掛け持ちがもっとも多く見られました。

⑬ 早朝深夜の仕事をしたことがあるか【保護者問7】



早朝深夜の仕事の状況について、所得階層別では、階層Ⅳ及びⅠの「母親」の早朝深夜勤務がやや多い傾向が見られます。また、一般世帯とひとり親家庭を比較すると、ひとり親家庭の「母親」の早朝深夜勤務が5割にのぼっており、不規則な勤務の可能性が考えられます。

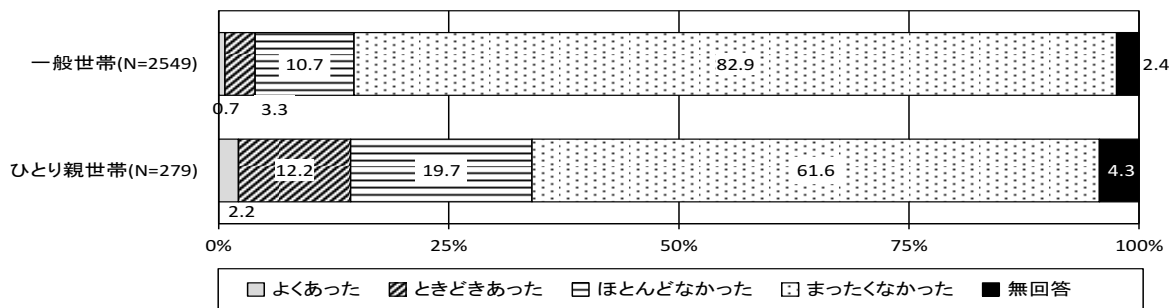
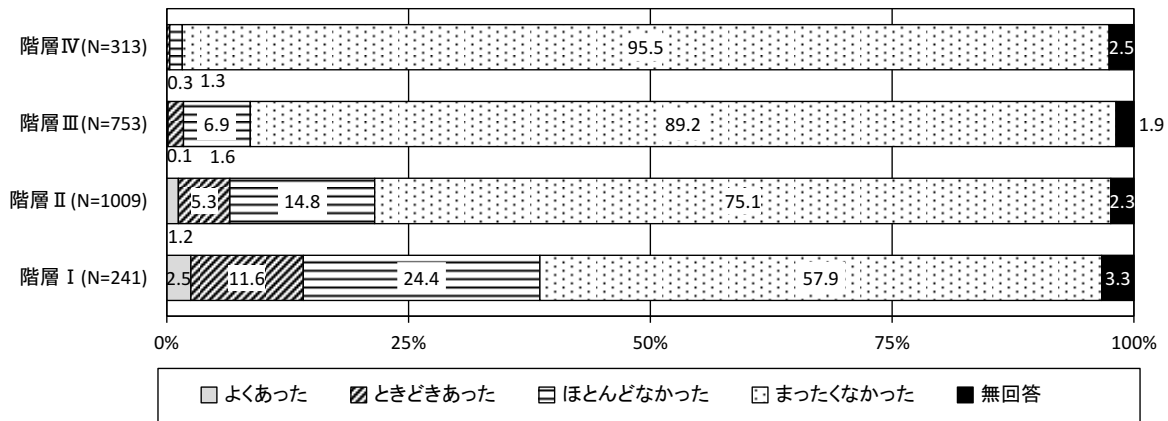
⑭ 経済的な理由により文具や教材の購入、学校に係る経費の支払いに苦慮したことがあるか【保護者問 21-1】



階層が低くなるにしたがって「ある」「これまでにないが、今後その可能性がある」割合が高い傾向がみられます。特に階層Ⅰでは、2割が支払いに苦慮した経験があると答えています。

また、一般世帯とひとり親世帯を比較すると、ひとり親家庭に「ある」「これまでにないが、今後その可能性がある」と答えた割合が多く、一般世帯に比べ支払い苦慮のリスクが高い可能性があります。

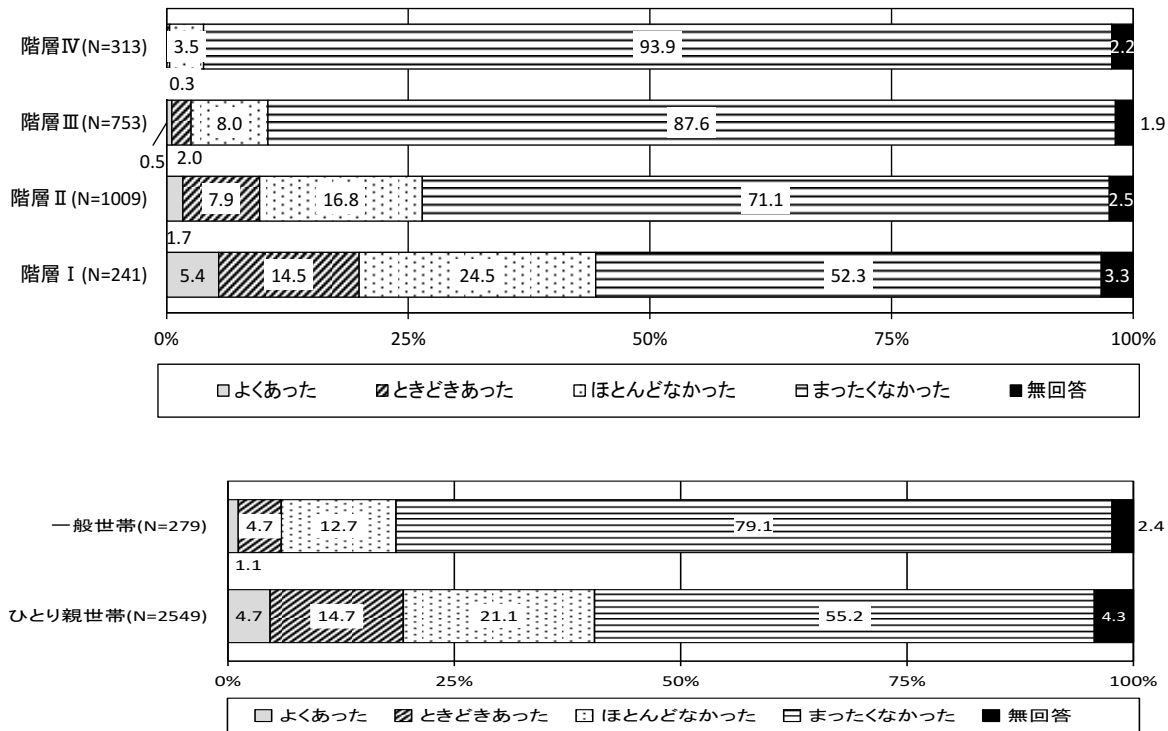
⑮ 経済的な理由により食料を買えなかったことがあるか【保護者問 43】



階層Ⅳでは、9割以上が必要な食料を買えなかったことが「まったくなかった」と答えているのに対し、階層Ⅰでは「よくあった」「ときどきあった」の割合が1割以上となっています。

また、一般世帯とひとり親世帯では、ひとり親家庭ほど「よくあった」「ときどきあった」と答える割合が高い傾向にあります。

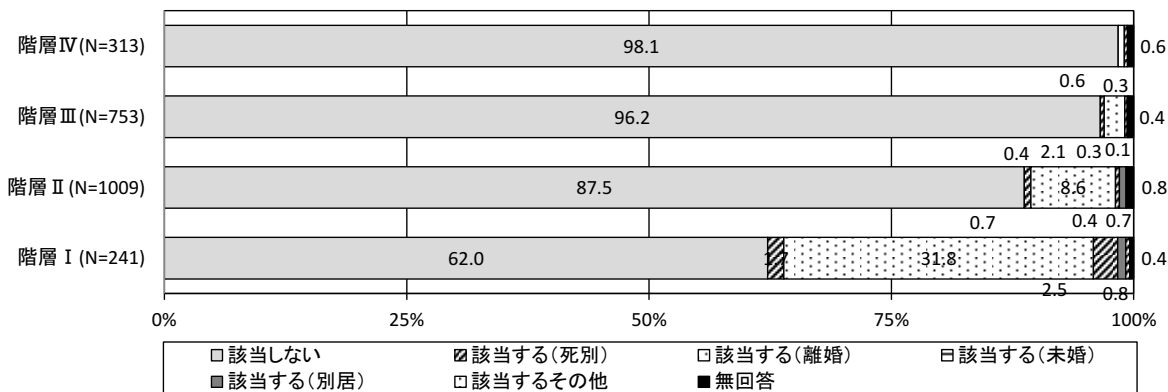
⑩ 経済的な理由により衣料を買えなかったことがあるか【保護者問 44】



階層Ⅳでは、9割以上が必要な衣料を買えなかったことが「まったくなかった」と答えているのに対し、階層Ⅰでは「よくあった」「ときどきあった」の割合がおよそ2割となっています。

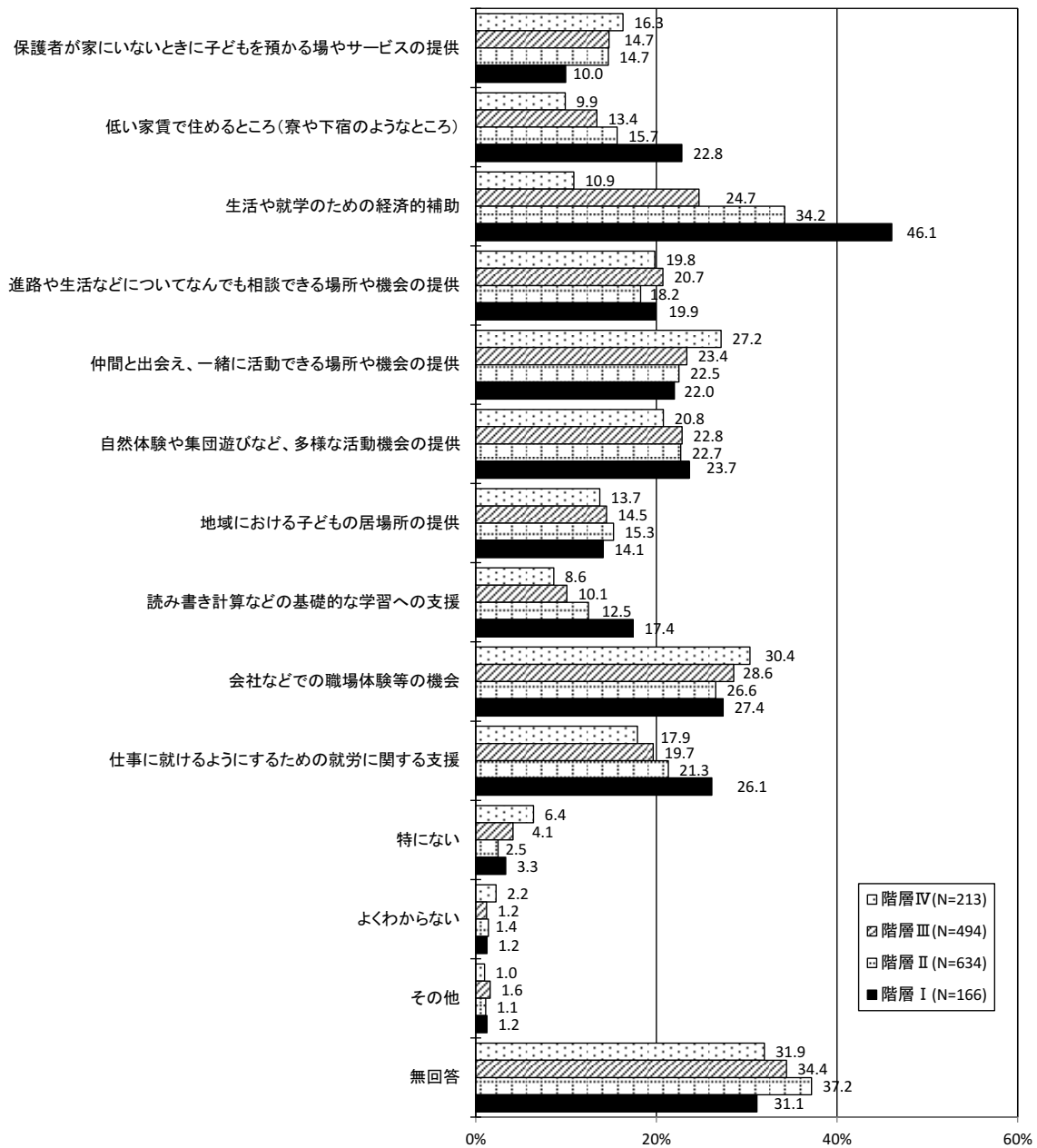
また、一般世帯とひとり親世帯では、ひとり親家庭ほど「よくあった」「ときどきあった」と答える割合が高い傾向にあります。

⑪ ひとり親家庭かどうか【保護者問 11】



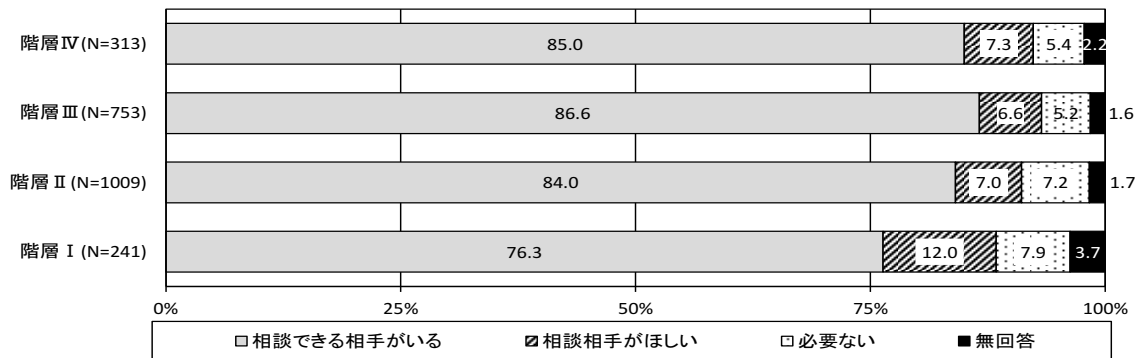
階層Ⅳでは、「該当しない」が9割以上に対し、階層Ⅰでは「該当する」が3割強となっており、ひとり親家庭ほど所得階層が低い傾向が見られます。なお、ひとり親家庭の該当事由では、「離婚」が最も多く31.8%となっています。

⑱ 子どもにとってあるとよいと思う支援【保護者問 27・MA】



子どもにとってあるとよい支援では、階層が低くなるほど「生活や就学のための経済的補助」の割合が高く、階層Ⅳでは「会社などでの職場体験等の機会が」が最も高くなっています。

⑱ 相談相手がいるか、または、ほしいか【保護者問 36-1】



相談相手の有無について、階層Ⅳでは 85%が「相談できる相手がいる」と答えているのに対し、階層Ⅰでは 76.3%となっています。

また、階層Ⅰでは1割以上が「相談相手がほしい」と答えています。

⑳ 事業の認知度（今、知っているかどうか）【保護者問 47】

就学援助	10歳					13歳				
	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計
知っている、利用もしている	24.4	4.8	0.0	0.0	4.9	31.5	7.0	1.1	0.0	6.5
知っているが、利用していない	47.8	70.0	78.7	83.8	72.0	50.0	74.4	84.9	73.2	75.4
知らなかった	21.1	22.1	19.0	14.1	20.1	11.1	15.9	11.4	23.9	14.9
無回答	6.7	3.1	2.3	2.0	3.1	7.4	2.6	2.7	2.8	3.2

奨学金(篤志奨学金、育英奨学金)	13歳					16歳				
	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計
知っている、利用もしている	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2	14.7	4.2	0.8	0.0	3.1
知っているが、利用していない	63.0	63.9	65.4	60.6	63.9	41.2	57.5	70.9	64.8	62.2
知らなかった	31.5	31.7	31.9	35.2	32.2	35.3	30.8	24.4	32.4	29.3
無回答	5.6	4.0	2.7	4.2	3.7	8.8	7.5	3.9	2.8	5.4

スクールソーシャルワーカー	10歳					13歳				
	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計	階層Ⅰ	階層Ⅱ	階層Ⅲ	階層Ⅳ	総計
知っている、利用もしている	2.2	3.1	1.5	0.0	2.1	0.0	0.9	0.5	2.8	0.9
知っているが、利用していない	61.1	65.9	66.9	70.7	66.3	57.4	68.7	66.5	57.7	65.4
知らなかった	30.0	28.5	28.9	27.3	28.6	37.0	28.2	29.7	36.6	30.7
無回答	6.7	2.5	2.7	2.0	3.0	5.6	2.2	3.2	2.8	3.0

静岡市の支援制度について、利用対象となり得る階層ⅠやⅡの家庭でも「知らなかった」と答える割合が、就学援助では1～2割、奨学金やスクールソーシャルワーカーでは3割程度あり、受けることのできる支援につながっていない可能性が考えられます。

その他：自由記載で寄せられた主な意見

【子ども】

- ・ 勉強がわからないときに教えてくれる場所があるといい
- ・ 勉強ができるフリースペースを増やしてほしい
- ・ 先生にもっと気持ちをわかってほしい
- ・ 勉強のための環境をよくしてほしい
- ・ いろいろな相談ができる場所や時間を増やしてほしい
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談しやすくしてほしい
(相談するのに先生を通さなければならなかったり、相談していることを知られたりしてしまう)
- ・ 放課後の遊び場や居場所が少ないので増やしてほしい
- ・ 思いっきり遊べる公園や児童館などがほしい

【保護者】

- ・ 教育費、学校経費の負担が減るとありがたい
- ・ 子どもの遊び場がたくさんあるとよい
- ・ こども園や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる場所を充実させてほしい
- ・ 保育料や児童クラブの利用料を安くしてほしい
- ・ 学校以外にも、学習活動や体験活動ができる場所があるといい
- ・ 子ども医療費を充実させてほしい
- ・ 大学にかかる費用の負担を減らしてほしい
- ・ 奨学金制度を充実させてほしい（返還不要の給付型など）
- ・ 多子世帯への支援が充実するといい
- ・ 子育ての相談をしたいと思っても、仕事をしているので平日だけ開設する窓口では相談ができない
- ・ 子どものことなど相談できる場所がもっと多ければいいと思う
- ・ 専門職以外にも、身近に相談できる相手がいるといいなと思う。
- ・ 学校のスクールカウンセラーなど、来校の頻度を増やしてもらえるとありがたい。
- ・ 子育て中の母親の就労支援をしてほしい
- ・ 自立支援に力を入れてほしい
- ・ ひとり親家庭への支援を充実させてほしい

(2) 支援者ヒアリング及びアンケート調査

【調査の概要】

1 調査対象

ヒアリング (9か所)	児童養護施設(2か所)、母子生活支援施設(1か所)、母子寡婦福祉会(1か所)、民生委員・主任児童委員(3区)、学習支援・生活支援を行う団体(2か所)
アンケート (430か所)	市立小学校・中学校、こども園、幼稚園、保育園、スクールソーシャルワーカー、各区子育て支援課、各区生活支援課、保健福祉センター、児童館、放課後児童クラブ (対象430か所中284か所が回答(回収率約66%))

2 調査期間

平成29年7月下旬～8月末まで

3 調査方法

ヒアリング：上記9か所に対し、対面による聞き取り調査を実施

アンケート：上記430か所に対し、調査票配付によるアンケート調査を実施

4 調査項目

- ① 困難を抱える(抱えやすい)子どもの特徴・課題等
- ② 困難を抱える(抱えやすい)保護者の特徴・課題等
- ③ 支援にあたっての課題
- ④ これまでの支援の中で、課題を抱える子どもや保護者の状況が改善したときの要因や工夫した取組
- ⑤ 今後、市が実施する必要がある支援

5 調査結果の概要（主な回答内容）

※ 支援者調査の結果については、支援者の経験に基づく意見をまとめたものであり、その内容が困難を抱える子どもや保護者のすべてにあてはまるものではなく、また、統計的な裏付けがされているものではありません。

① 困難を抱える(抱えやすい)子どもの特徴・課題等

- ・ 忘れ物や提出物の遅れ、提出し忘れが多くみられる
- ・ 宿題をやってこなかったり、勉強に遅れがみられたりする
- ・ 生活習慣や生活リズムに乱れがある
- ・ 遅刻や欠席が多い
- ・ 朝食をとらないことが多い
- ・ 服装の乱れ、汚れが目立つ（洗濯されていない、季節感がない等）
- ・ 落ち着きがなかったり、発達が気になったりすることがある
- ・ 周りの大人や子どもとの関わりが苦手。もしくは、関わり方がわからない
- ・ 大人に過度に甘えたり、逆に警戒心が強かったりする

② 困難を抱える(抱えやすい)保護者の特徴・課題等

- ・ 子どもにあまり関わっていない、関わりが少ない
- ・ しつけや家庭教育ができていない
- ・ ひとり親家庭であることが多い
- ・ 家庭内に問題を抱えている（夫婦間の不和等）
- ・ 周りに相談できる人、協力してもらえる人がおらず、孤立している
- ・ 心身の不調を抱えていることがある、障がいをもっていることがある

③ 支援にあたっての課題

- ・ 卒園（業）してしまうと、その後の支援が難しい
- ・ 関係機関同士の話し合いの場、時間が十分でなく、支援者同士の情報共有が図れていない
- ・ 個人情報の問題があり、共有化が難しい
- ・ 支援制度を紹介しても、理解を示さない保護者が多い
- ・ 支援者側が問題があると思っても、その家庭（保護者）に困り感がない
- ・ 支援機関に対して警戒感をもっていることが多い
- ・ 保護者が仕事で忙しく、相談窓口に行けず支援に結び付かないことがある

**④ これまでの支援の中で、課題を抱える子どもや保護者の状況が改善したときの
要因や工夫した取組**

- 関係機関との連携により、保護者の状況に改善がみられた
- 専門機関・窓口への紹介から支援につながった

⑤ 今後、市が実施する必要がある支援

- 子どもが1人で通える範囲に学習支援の場を増やす
- 家庭に居場所のない子も多く、家以外の居場所が必要
- 経済的支援の充実（手当等）
- 進学、就学のための助成
- 放課後児童クラブの充実
- スクールソーシャルワーカーの勤務時間の拡充や、未就学段階への派遣
- 支援があっても知らない人が多いので、情報共有・周知の工夫が必要

<調査結果から見えた課題>

実態調査の結果から、本市の子どもの貧困対策として困難を抱える子ども・親の世帯に関する課題は、大きく次の8つにまとめられます。なお、それぞれの課題は、相互に関連することが多くみられます。

1 学びに関すること

- 学校の授業以外での自宅や塾などでの勉強時間が少なかったり、保護者に勉強を教えてもらうことがなかったりするなど、家庭学習の機会が少ない傾向にあります。
- 学校の授業の理解度が低い傾向にあります。

2 進学・就学に関すること

- 子どもがどこまで進学したいかの希望や、保護者が子どもにどこまで進学してほしいかという期待が、世帯の所得状況によって差がみられます。
- 経済的な理由により、希望の進学を諦めたり、中退につながるリスクがあります。

3 体験・経験や居場所に関すること

- 学習塾等の習い事やスポーツなど、学び・体験の機会に参加・利用することが少ない傾向にあります。
- 多くの中高生が、自宅や学校以外の場所で落ち着いて過ごせる居場所があるとよいと感じています。

4 生活習慣に関すること

- 親子の生活リズムの違い等で、子どもと保護者との関わりが少ない傾向にあります。
- 家庭での食事をはじめとする衣食住など基本的な生活習慣が定着していないことがあります。

5 就労に関すること

- 保護者が複数の仕事を掛け持ちしていたり、早朝深夜などの不規則な勤務となっている可能性があります。

6 経済状況に関すること

- 学校に係る経費の支払いに困った（る）ことが多い傾向にあります。
- 必要とする食料、衣料を買えなかった経験、光熱水費などの支払いができなかった経験など生活への影響が考えられます。

7 ひとり親家庭に関すること

- ひとり親家庭は、子育て、家事、家計のやりくりなどすべてを1人で行うことが多く、特に困難を抱えやすい状況にあります。
- 必要な支払いに苦慮するなど経済的なリスクを抱える可能性が高い状況にあります。

8 支援制度に関すること

- （相談相手が現在いない方で）相談相手が欲しいと感じる保護者がいます。
- 様々な支援制度について、「制度を知らない」「わかりづらい」「手続きが面倒」などの理由で支援につながっていないことがあります。
- 支援に対する関係機関同士の連携がうまくいっていないと感じる支援者がいます。

＜子どもの貧困対策に関する基本的な考え方＞

子どもは社会の希望であり、未来を担うかけがえのない大切な存在です。

私たち大人には、すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望をもって成長できる社会を築く責任があります。

しかしながら、実態調査の結果からもわかるように、経済状況をはじめとした家庭環境の不安定さが、子どもの学びの機会や、健やかな成長に影響を与えている場合が少なくありません。

「子どもの貧困」を放置すれば、子どもたちの輝かしい未来が閉ざされるだけでなく、静岡市の将来の担い手が減り、結果的に、市の社会保障負担が増加するなど、社会的損失は免れません。

本市では、これまでも「子どもをたいせつにします」というプランの基本理念のもと、子どもの貧困対策を推進してきましたが、実態調査の結果や、静岡市総合教育会議などにおける議論を踏まえ、その取組をさらに推し進める必要があります。

「子どもの貧困」は、「今」対応しなければならない喫緊の課題であり、わたしたち静岡市民一人ひとりが、「他人事」ではなく「自分事」ととらえることが大切です。

さらに、行政・学校・地域が一体となり、支援が必要な子どもとその保護者に対し、支援を切れ目なく届け、「貧困の連鎖」を断ち切ることが重要です。そこで、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちの実現を目指すため、子どもの貧困対策に関する本市の「基本的な考え方」を新たに示し、子どもの貧困対策推進の旗印とします。

■基本的な考え方

「すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるよう、行政・学校・地域が総がかりで切れ目なく支えていきます」

この「基本的な考え方」のもと、今までどおり「4つの支援」に取り組んでいくことはもとより、平成30～31年度の2年間で重点的に取り組む事業を進めていきます。

<取組の方向性>

本市では、計画策定時以前から「子どもの貧困」対策に取り組んでいますが、引き続き、国の大綱を踏まえ、従来どおり「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の4つの体系に沿って支援を進めていきます。

教育の支援

子どもたちが、自身の可能性を最大限伸ばし、夢や希望に挑戦できるようにするには、意欲のあるすべての子どもが、等しく教育を受ける機会が保証されることが不可欠です。

本市の実態調査の結果からは、家庭の経済状況などが困窮している子どもほど、学校の授業以外での勉強時間（家庭の学習機会）が少なかったり、自身の学力や家庭の経済状況によって進学希望が低かったりすることがわかりました。

したがって、「教育の支援」では、放課後などに子どもたちが落ちついて学習し、学力を身に付けられるような機会の提供や、進学等の希望格差、進学先の選択肢格差を縮小するための学習支援、進学準備支援など、子どもの家庭状況に応じた支援に取り組めます。

生活の支援

子どもたちが、等しく教育を受け学力を身に付けるとともに、心身を健やかに成長するためには、安心して毎日を過ごせる環境にあることが大切です。

実態調査の結果からは、家庭の状況に限らず、中高生の半数が落ち着いて過ごせる居場所を求めていることがわかったほか、支援者向けの調査においては、困難な状況にある家庭ほど、親子の関わりが不十分であり、衣食住など基本的な生活習慣が定着していないなどの課題がうかびあがりました。

そのため、「生活の支援」では、子どもに一番近い「地域」と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進めるとともに、保護者も孤立しないよう相談体制を整えます。

また、社会的養護の必要な子どもが、より家庭的な環境である里親による養育を推進するほか、児童養護施設における自立支援を推進します。

保護者の就労の支援

保護者が就労することは、一定の収入を得て、生活基盤を安定させるうえで重要なのはもちろんですが、保護者の働く姿を示すことにより、子どもにとって働くことの価値や意味を学び、感じることもつながり、貧困の連鎖を防ぐうえで大きな意義があります。

一方、実態調査の結果からは、特にひとり親家庭の「複数の仕事の掛け持ち」や「早朝深夜の勤務」など、不規則な勤務の可能性が見えたほか、支援者調査でも、ひとり親家庭の保護者が生計のために仕事で無理をしているといったことが指摘されています。

したがって、「保護者の就労の支援」では、特にひとり親の安定した正規雇用につながる就職や、資格取得に係る支援など、安定した就労につながる支援に取り組みます。

経済的支援

子どもの貧困の根幹には、家庭の経済的な不安定さがあります。

実態調査からは、経済的に困窮している家庭ほど、子どもの学校に係る経費の支払いに苦慮した経験や、進学をあきらめさせたり、学校を中退させたりした経験、食料・衣料を買えなかった経験、などが多い傾向が見られました。

そのため、「経済的支援」では、各種手当の支給や利用料・負担金の軽減などの充実を図るほか、より利用しやすいように手続きを見直すなど、生活基盤を下支えする取組を進めていきます。

<関係機関の連携体制・制度の周知等>

これら、4つの体系に沿って支援を進めていくにあたり、支援を必要とする子ども・家庭を確実につかむことが重要です。本市では、子どもが生活の大半を過ごす学校を、子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカーの活用など、総合的な対策を展開してきました。

一方、支援者向けの調査からは、連携がうまくいっていないと感じる支援者がいることがわかったほか、支援制度があっても、「知らない」「わからない」「手続きが面倒」などの理由で支援につながっていない家庭があることがわかりました。

このことから、支援を必要とする子ども・家庭に、切れ目のない支援を確実に届けるため、学校をプラットフォームとした行政、地域などの関係機関とさらに連携を進めるほか、支援が必要な子ども・家庭の状況にきつき、必要な支援を届けるための支援制度の周知方法を工夫するなど、支援体制の整備に努めます。

＜重点取組＞

本市の子どもの貧困対策は、これまでどおり基本的には、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の4つの体系に沿って取組を進めていきますが、実態調査の結果や、平成28～29年度の2年間にわたる静岡市総合教育会議等における意見を踏まえ、特にスピード感を持って進めていく取組を、次のとおり「重点取組（3つの方向性）」としました。

＜重点取組の視点 ～切れ目のない支援のために～＞

「きづき・つなげ・とどける」

きづき … 「困っている」に気づく力を磨きます

つなげ … 教育(学校)・福祉がスクラムを組んで支援につながります

とどける … 必要な家庭に必要な支援をとどけます

■重点取組

重点Ⅰ 子どもの状況に応じた多様な学び・体験の支援と、家庭・学校だけでなく第3の居場所づくり

＜実施事業＞

○適応指導教室の運営

不登校の状態にある児童生徒の集団生活への適応、学校への復帰や社会的な自立を支援する。

○学力アップサポート事業

有償ボランティアを派遣し放課後の学習指導を行う。

④ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どものへの学習・生活支援

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どものを対象に、学習支援・生活支援を行う。

○生活困窮世帯の子どもの学習を支援するための親への支援

生活困窮世帯の子どもの学習を習慣づけられるよう、生活困窮世帯に家庭支援員を派遣し、親への支援を行う。

○放課後子ども対策の推進(放課後子ども教室、放課後児童クラブ)

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・経験活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子どもの教室の拡充や、一体的実施に取り組む。

○地域・市民による支援手法(居場所づくり)の研究

「子どもの貧困対策」としての地域における居場所づくりについて、運営課題等の研究を行い、今後の支援の在り方を検討する。

④スクールソーシャルワーカー活用事業

小中学校等にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行う。

重点Ⅱ 安定した家庭生活の下支えとなる経済的支援

＜実施事業＞

○就学援助制度(要・準要保護児童生徒扶助費)

経済的理由により就学困難児童生徒の保護者を対象に、学用品費や通学費、修学旅行費、給食費、医療費等の必要な援助を行う。

○静岡市奨学金制度(育英奨学金、篤志奨学金)

育英奨学金：成績優秀で意欲がありながら、就学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学又は大学院生を対象に、奨学金を貸与する。

篤志奨学金：就学困難な高校生、短大生及び大学生を対象に、教育奨励費（入学一時金）として奨学金を給付する。

○ひとり親就業支援専門員等による支援

就業支援員を配置し、ひとり親に対する就業支援・転職支援を行う。

㊦ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援(再掲)

㊦スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

重点Ⅲ 困難を抱える子ども・家庭に、切れ目のない支援を行き渡らせるための支援体制の充実と周知の工夫

＜実施事業＞

㊦スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

○学校・こども園管理職や教職員に対する研修

学校現場等において、子どもの「困っている」に気づくことができるよう、学校・こども園等の管理職や教職員に対し、子どもの貧困に関する研修を行う。

○主任児童委員等への研修・情報提供

地域において子ども・子育てを支援する活動を行っている主任児童委員等に対し、子どもの貧困に関する研修や情報提供を行う。

○児童相談体制の確保

児童相談所や各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施する。また、そのための体制の確保に取り組む。

○児童生徒支援課の創設

子どもの貧困対策を推進する体制をより強固にするため、スクールソーシャルワーカーや就学援助制度などを一元的に所管する「児童生徒支援課」を創設する。

○支援情報リーフレットの作成

支援が必要な家庭が必要な支援につながるよう、また、学校教職員等の支援者が適切な支援につなげられるよう子どもの貧困対策に関する事業をまとめたリーフレットを作成・配布する。

○関係局長を構成員とする子どもの貧困対策庁内会議の開催

子どもの貧困対策において、庁内関係局が連携して推進するため、関係局長による庁内会議を開催する。

○関係機関・団体等による情報共有、情報交換の場の開催

行政及び地域の支援者等が、子どもの貧困対策に関する情報交換や、考え方を共有するための会議を開催する。

※ ㊦は複数の重点取組の柱にかかわる事業

<成果指標>

今後2年間にわたり、特にスピード感を持って進める「重点取組」について、その効果を検証・評価するため、次の7つの項目を新たに成果指標として追加します。(〔 〕内は、特に関係する重点取組。)

①子ども若者相談センターにおける相談者の改善率〔重点Ⅰ〕

【直近の状況 (H26~28 の平均値)】 【H31 年度末】
65.0% ⇒ 70.0%以上

②ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の子どもの高校等進学率〔重点Ⅰ〕〔重点Ⅱ〕

【直近の状況 (H28)】 【H31 年度末】
97.4% ⇒ 98.0%以上

③放課後児童クラブの利用者数、放課後子ども教室の箇所数〔重点Ⅰ〕

【直近の状況 (H28)】 【H31 年度末】
放課後児童クラブの利用者数： 4,025 人 ⇒ 6,064 人 (H32 年度当初の確保量)
放課後子ども教室の箇所数 ： 25 校 ⇒ 86 校

④スクールソーシャルワーカーが支援を行った子どもの数〔重点Ⅲ〕

【直近の状況 (H28)】 【H31 年度末】
885 人/年 ⇒ 931 人/年

⑤奨学金の新規貸与件数〔重点Ⅱ〕〔重点Ⅲ〕

【直近の状況 (H28)】 【H31 年度末】
52 件 ⇒ 110 件

⑥ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の親の正規就業率〔重点Ⅱ〕〔重点Ⅲ〕

【直近の状況 (H25)】 【H31 年度末 (※)】
母子： 35.5% ⇒ 増加
父子： 47.6% ⇒ 増加

⑦ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の事業の認知度（就学援助、奨学金等について「知らなかったと答える割合」）〔重点Ⅰ〕〔重点Ⅱ〕〔重点Ⅲ〕

【直近の状況 (H29)】 【H31 年度末】
就学援助： 13.0% ⇒ 減少
奨学金 ： 38.2% ⇒ 減少
SSWr ： 40.1% ⇒ 減少

＜実施事業＞

No.	再掲箇所	事業名	事業概要	平成 31 年度末 目標値	担当課
教育の支援					
1		スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー 16人 拠点校 15校に週6時間、拠点校以外隔週3時間勤務	学校教育課
2		ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数：年50回	子ども家庭課
3		生活困窮世帯の子どもの学習意欲を向上させるための支援	生活困窮世帯の子どもが学習を習慣づけられるよう、世帯に家庭支援員を派遣し、支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。	家庭支援員の派遣：年240回	福祉総務課
4		児童養護施設、母子生活支援施設の子どもへの学習支援（再掲）	児童養護施設や母子生活支援施設の小中学生を対象として学習ボランティア等を派遣し学習を支援するとともに、児童養護施設の高校生を対象として学習塾の費用を助成します。	各施設内での学習支援の開催回数：年50回	子ども家庭課 児童相談所

5		育英奨学金貸付事業	<p>成績優秀で意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学生又は大学院生を対象に、奨学金を貸与します。</p> <p>平成 27 年度からは、短大、大学等の貸付者を前年度比約 50 人拡充するとともに、平成 27 年度以降の新規貸付者に対して、短大、大学等を卒業したのちに市内に居住し、市民税所得割を納付する等の要件を満たす場合の返還免除規定を創設することにより、さらに充実した支援を実施していく予定です。</p>	<p>高校生 約 20 人 大学生等約 350 人</p>	学事課
6 ①		適応指導教室の運営	<p>不登校児童生徒の学校生活への復帰や集団生活への適応など自立に向けた取組を支援するため、適応指導教室を設けます。</p>	<p>のべ通級生徒数 5,000 人 通級生の状態の改善率 70%</p>	青少年育成課
7		学力アップサポート事業	<p>全国学力・学習状況調査による分析を参考にしながら、有償ボランティアを派遣し放課後の学習指導を行います。</p>	<p>全国学力・学習状況調査の分析をもとに、モデル校 12 校に有償ボランティアを配置し、実践研究を行う。</p>	学校教育課

8 ㊟	放課後子ども対策の推進	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう。放課後児童クラブ及び放課後子供教室の拡充や一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子供・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等のとおり」	子ども未来課 教育総務課
9 ㊟	地域・市民による支援手法（居場所づくり）の研究	「子どもの貧困対策」としての地域における居場所づくりについて、運営課題等の研究を行い、今後の支援の在り方を検討する。	「子ども食堂ガイドライン」及び「運営マニュアル」の作成	子ども未来課
10	学校・こども園職員管理職や教職員に対する研修	学校等における子どもの貧困対策する「きづく力」の向上のため、教職員を対象とした研修を実施する。	新採時研修、年次研修における研修の実施	学校教育課 こども園課
11	地域による学習・生活支援（学校応援団推進事業等）	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもとに、登下校の見守りや授業の補助などの活動により、学校を応援する体制を整えます。	市内全小中学校 129校で実施 学校支援地域本部（拠点校）に地域本部コーディネーターを配置 市内全小中学校 129校に財政的支援 学校・地域の連携 実現度：80%	教育総務課

12		静岡学習会（通信制高校等学習支援）	高等学校在学者の学習を支援することで、高校卒業資格の取得を促すとともに、同世代との関わりやレクリエーション活動等により、よい仲間づくりを進める。	事業の適切な実施	青少年育成課
13		スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。	スクールカウンセラー 40 人 小学校は週4、中学校は週8時間 高等学校は隔週4時間 教育相談員 33 人 生徒数 200 人以上の中学校に1日5時間×週3日	学校教育課

生活の支援					
1		児童相談体制 (児童相談所、 家庭児童相談室 等)の確保(再 掲)	児童相談所及び各区福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、家庭、地域、関係機関等から子どもに関する様々な相談に応じるとともに子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、適切な支援を実施します。そのための人材育成や体制の確保に取り組みます。	児童相談所 「子どもの最善の利益」のために相談内容に応じた診断及び指導等の100%実施 児童虐待を疑われる場合の48時間以内の安否確認100%実施 社会的養護の充実及び整備を行い里親委託率50%以上 家庭児童相談室 市内3か所で、子どもに関する様々な相談に応じる。 相談受付件数 1,500件	児童相談所 子ども家庭課
2		要保護児童対策 地域協議会の運 営(再掲)	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子どもやその保護者に関する情報交換や考え方を共有するとともに、関係機関の支援内容や役割分担などの協議を行います。	代表者会議 1回 実務者会議 45 回 提示ケース 450件 個別ケース検討会 議(随時)	子ども家庭課
3		里親委託と里親 支援(再掲)	保護者の不在や虐待等により、家庭で養育できない子どもをできる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親への委託を推進するため、里親家庭支援センターと連携し、新規里親の開拓、マッチング、相談支援などを行います。	里親委託率50% 以上(全国第一位 の達成) 里子の心身の発達 等に関する評価の 実施100%	児童相談所

4		要保護児童への自立支援（再掲）	児童養護施設に入所措置又は里親に委託措置をされた子どもの大学等への進学に必要な学費、教科書代等や就労等の自立に際しての住居の借上げ、運転免許の取得等に必要な経費を助成します。 平成30年度からは支援コーディネーターと生活相談支援担当職員を配置し、自立に向けた計画の作成や関係機関との調整を行うとともに、生活や進学・就職の相談に応じ自立を支援します。	対象児童への支援実施率 100% 措置児童高校卒業後の進路決定率 100%	児童相談所
5 ㊟		適応指導教室の運営	不登校児童生徒の学校生活への復帰や集団生活への適応など自立に向けた取組を支援するため、適応指導教室を設けます。	のべ通級生徒数 5,000人 通級生の状態の改善率 70%	青少年育成課
6 ㊟		ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数：年 50回	子ども家庭課
7 ㊟		放課後子ども対策の推進	共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができるよう。放課後児童クラブ及び放課後子供教室の拡充や一体的実施に取り組みます。	第5章「地域子供・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等のおり」	子ども未来課 教育総務課

8 ㊸		地域・市民による支援手法（居場所づくり）の研究	「子どもの貧困対策」としての地域における居場所づくりについて、運営課題等の研究を行い、今後の支援の在り方を検討する。	「子ども食堂ガイドライン」及び「運営マニュアル」の作成	子ども未来課
9		ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、子どもが悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
10		母子家庭等医療費助成	所得税非課税世帯の母子家庭の母子や父子家庭の父子、両親のいない子どもを対象に、母子家庭等の生活の安定と健康の保持を目的として、医療費を助成します。	現況届提出率 100%	子ども家庭課
11		養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	訪問世帯数：39 世帯	子ども家庭課
12		妊娠・出産包括支援（利用者支援事業（母子保健型））	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を行い、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、必要な支援につなげ、切れ目ない支援を実施します。		子ども家庭課
13		児童館の運営	地域における児童健全育成の拠点として、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	市内 12 館で実施 小型児童館（6 館） 児童センター（6 館）	子ども未来課

14	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動	民生委員・児童委員、主任児童委員が、支援が必要な子ども・家庭に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等を支援します。また、必要な技術を習得し、不安を軽減するための研修等を実施します。	相談・支援件数 (子どもに関する こと) 3,000件	福祉総務課
15	静岡市子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法に則り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を推進するため、関係機関との連携を図る。	代表者会議 1回 実務者会議 4回	青少年育成課
16	地域による学習・生活支援 (学校応援団推進事業等)	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもとに、登下校の見守りや授業の補助などの活動により、学校を応援する体制を整えます。	市内全小中学校 129校で実施 学校支援地域本部 (拠点校)に地域本部コーディネーターを配置 市内全小中学校 129校に財政的支援 学校・地域の連携 実現度：80%	教育総務課
17	こども園等におけるひとり親家庭等の優先入所	ひとり親家庭等特に配慮を必要とする家庭について、こども園等の入所にあたり必要な配慮をする。	適切な実施	子ども未来課 幼保支援課

保護者の就労の支援					
1		母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の就業自立を支援するため、各種講座を受講する場合の受講費用を助成するほか、看護師、保育士等の資格取得のため養成機関で修業する場合には修業期間中の費用を支給します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
2		ひとり親就業支援専門員による支援	ひとり親を対象に就業支援を専門に行う、就業支援専門員を配置し、ひとり親への就業支援・転職支援を行います。	支援専門員による 継続支援の実施	子ども家庭課
3		ひとり親の学び直し支援	ひとり親の就業自立に結びつけるため、ひとり親の高卒資格取得費用を支援します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
4	㊸	こども園等におけるひとり親家庭等の優先入所	ひとり親家庭等特に配慮を必要とする家庭について、こども園等の入所にあたり必要な配慮をする。	適切な実施	子ども未来課 幼保支援課
経済的支援					
1		幼児期の教育・保育の負担の軽減	認定こども園等における幼児期の教育・保育に係る保育料について所得に応じた金額に設定し、低所得世帯の負担を軽減します。また、保育料の算定に当たっては、未婚・非婚のひとり親についても税法上の寡婦とみなして保育料を算定することにより、経済的負担を軽減します。	希望していた事業が利用できなかった理由として、「利用料が高い」と回答した割合の減少 (5.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課
2		放課後児童クラブの利用者負担の軽減	低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯などの放課後児童クラブの利用を必要とする家庭が、経済的理由により利用できないことのないよう、世帯の所得の状況や、同時に入会している兄弟姉妹の数に応じて、保護者負担金を軽減します。	利用料が高いから利用していない人の割合の減少 (4.1% H25 ニーズ調査)	子ども未来課

3 ㊟		ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	実施か所ごとの支援開催回数：年50回	子ども家庭課
4 ㊟		育英奨学金貸付事業	成績優秀で意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、短大生、専門学校、大学生又は大学院生を対象に、奨学金を貸与します。 平成27年度からは、短大、大学等の貸付者を前年度比約50人拡充するとともに、平成27年度以降の新規貸付者に対して、短大、大学等を卒業したのちに市内に居住し、市民税所得割を納付する等の要件を満たす場合の返還免除規定を創設することにより、さらに充実した支援を実施していく予定です。	高校生 約20人 大学生等約350人	学事課
5 ㊟		母子家庭等医療費助成	所得税非課税世帯の母子家庭の母子や父子家庭の父子、両親のいない子どもを対象に、母子家庭等の生活の安定と健康の保持を目的として、医療費を助成します。	現況届提出率 100%	子ども未来課 幼保支援課 各区子育て支援課
6		母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭等に経済的自立の女性と生活意欲の助長を図る、併せてその扶養している子どもの福祉を増進するため、就学資金、生活資金等の各種資金を貸付します。	制度の認知度 75%	子ども家庭課
関連事業					
(教育の支援)					
1		実費徴収に伴う補足給付事業	認定こども園や保育所等を利用した際の日用品や文房具等の購入に必要な費用を助成します。	対象者への助成率 100%	子ども未来課

2		勤労者教育資金貸付金利子補給事業	市内に在住する勤労者の教育費の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、県労働金庫が勤労者に貸し付ける教育資金貸付金に対して、利子補給を行います。	支給件数を予測することが困難であるため、申請の実績に合わせ支給を行う。	商業労政課
3		篤志奨学金給付事業	就学困難な高校生、短大生及び大学生を対象に、教育奨励費（入学一時金）として奨学金を給付します。	平成26年度実績と同等の支給実績を維持する。	学事課
4		要・準要保護児童生徒扶助費交付事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や通学費、修学旅行費、給食費、医療費等の必要な援助を行います。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、適切に援助を実施する。	学事課
(経済的支援)					
1		生活保護	生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	生活扶助費の適正な支給及び世帯の状況に応じた適正な支援の実施	福祉総務課 各区生活支援課
2		児童扶養手当	父又は母と生計を一にしていな い子どもが養育される家庭生活 の安定と自立の促進に寄与する ため、児童扶養手当を支給し、 児童福祉の増進を図ります。 (所得制限あり)	現況届提出率 100%	子ども家庭課